

# 千代田町 自殺対策計画

---



平成 31 年 3 月  
千代田町

# はじめに

我が国の自殺者数は、平成10年に初めて年間3万人を超えて以降、高い水準で推移していましたが、平成18年に自殺対策基本法が施行され、国を挙げて自殺対策が総合的に推進された結果、平成27年には、平成10年の急増前の水準まで減少しました。

しかし、未だに2万人を超える方が自殺によって亡くなっている状況が続いており、これは国際的にみると先進国の中では高い水準です。

このような中、平成28年4月に自殺対策基本法が改正され、自殺対策を「生きることの包括的な支援」と新たに位置づけ、地方自治体に自殺を防ぐための計画策定が義務付けられました。

自殺は、健康問題だけでなく、生活困窮や過労などの様々な社会的要因が複合して起こるとされています。そのため、自殺は「誰にでも起こり得る危機」であることを一人ひとりが認識していくことが必要です。そして、自殺は個人だけの問題ではなく、その多くが防ぐことができる社会的な問題と考えられます。

千代田町では、自殺対策基本法の改正や本町の実情を踏まえ、このたび自殺対策を総合的かつ効果的に推進するための計画として、「千代田町自殺対策計画」を策定しました。

本計画では、住民一人ひとりが「こころ」と「いのち」を大切にし、地域のセーフティネットで守られる「人にやさしい美しいまち」を目指して、4つの基本施策とそれに対する取組・事業を掲げています。

今後は、本計画に基づき、住民、関係団体、民間団体、企業、学校、行政等が連携・協働して、地域ぐるみで自殺対策に取り組んでまいります。

結びになりますが、本計画の策定に際しまして貴重なご意見、ご提案をいただきました「いのち支える自殺対策ネットワーク推進協議会」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査等を通じてご意見をいただきました町民の皆様に心から感謝申し上げます。

平成31年3月



千代田町長 高橋 純一

# 目次

---

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	3
3 計画期間.....	4
4 計画の策定と推進.....	5
第2章 自殺の現状等.....	7
1 千代田町の概況.....	7
2 自殺に係るデータ.....	11
3 アンケートからの現状.....	18
4 自殺に対する基本認識.....	28
5 現状からみた課題.....	31
第3章 計画の基本方針.....	33
1 計画の基本理念.....	33
2 基本施策.....	33
3 施策の体系.....	35
第4章 基本施策.....	36
基本施策1 住民への啓発と周知.....	36
基本施策2 自殺対策を支える人財の育成.....	39
基本施策3 生きる支援の包括的な推進.....	42
基本施策4 地域におけるネットワークの強化.....	51
第5章 重点施策・指標.....	54
第6章 資料.....	59

\*本計画では、熱意や技能を有し、まちづくりを支える原動力の基となる住民や役職員等全ての人々を「人財」という標記を使用しています。

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

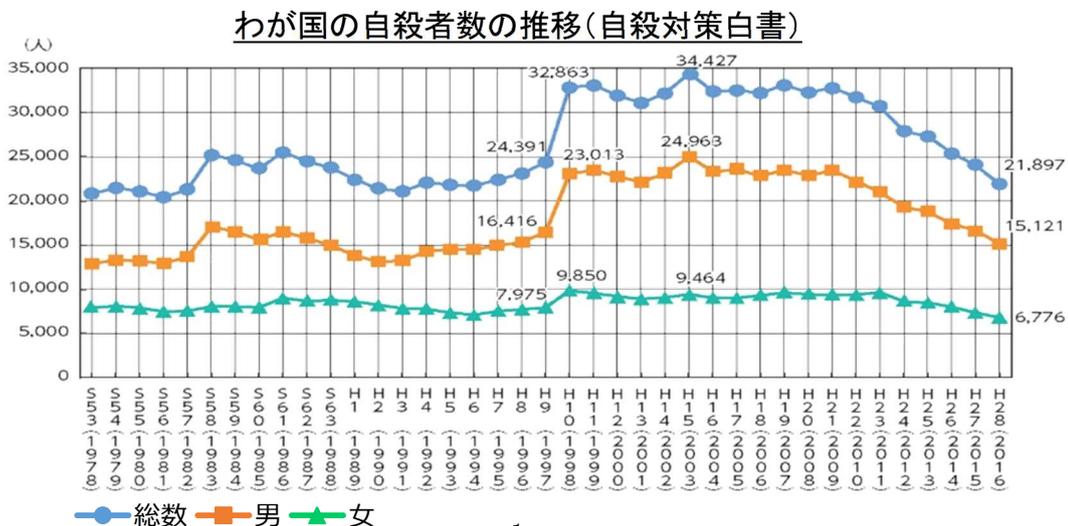
我が国の自殺者数は平成10年頃から急増した後、年間3万人を超える状態が続いていました。このため、国は平成18年10月28日に「自殺対策基本法」を施行し、自殺対策に関し基本理念を定め、自殺対策に対する国、地方公共団体、事業主、国民それぞれの責務を明らかにしました。また、自殺対策の総合的な推進に向けて、内閣府に自殺総合対策会議を設置し、平成19年に自殺対策の指針として「自殺総合対策大綱」を示し、平成24年に見直しを行いました。

これらの法整備等により、地方公共団体等でのこころの健康づくり等の施策が推進されたことや社会経済状況の変化等から、平成22年以降は自殺者数が減少傾向となりました。しかし、未だに毎年2万人近くの方が自殺により亡くなっている状況が続いており、世界の先進国の中で高い水準で推移しています。

そのため、国は、平成28年4月に「自殺対策基本法」を改正し、自殺対策を「生きることの包括的な支援」と位置付け、地方自治体に自殺を防ぐための計画策定を義務付けました。そして、平成29年7月には新たな「自殺総合対策大綱」を閣議決定し、具体的な取組の方向性が示されました。

群馬県では、平成21年度に策定された「自殺総合対策行動計画」に続き、「第2次自殺総合対策行動計画〈自殺対策アクションプラン〉」に基づく各種施策を推進してきました。平成30年度に県民調査を実施し、第3次自殺総合対策行動計画を策定する予定となっています。

千代田町では、これらの動向とこれまで町で実施してきたこころの健康等に関する施策を踏まえ、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するための指針として本計画を策定します。そして、住民に対し自殺や自殺関連事象（疾病や経済問題、人間関係、いじめ等リスクを高める要因）等に関する正しい知識の普及啓発を図り、自殺者数及び自殺死亡率の低減を目指すとともに、自殺予防を含め、地域で安心して暮らせる体制づくりを目指して取り組みます。



## 自殺対策基本法の一部を改正する法律(平成 28 年4月施行)概要

### ■目的の改正(第1条)

目的規定に「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっている」ことを追加。

### ■基本理念の追加・改正(第2条第1項・第5項)

○「自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。」ことを追加。

○「自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。」と改正。

### ■国の責務の追加(第3条第3項)

「国は、地方公共団体に対し、必要な助言その他の援助を行うものとする」ことを追加。

### ■自殺予防週間・自殺対策強化月間(第7条)

○「自殺予防週間(9月10日～9月16日)を設け、啓発活動を広く展開する」ことを追加。

○「自殺対策強化月間(3月)を設け、自殺対策を集中的に展開する」ことを追加。

### ■関係者の連携協力の追加(第8条)

「国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校、民間の団体その他の関係者が相互に連携を図りながら協力するものとする」ことを追加。

### ■都道府県自殺対策計画等(第13条)の追加

「都道府県・市町村は、それぞれ都道府県自殺対策計画・市町村自殺対策計画を定める」ことを追加。

### ■都道府県・市町村に対する交付金の交付の追加(第14条)

「国は、都道府県自殺対策計画・市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県・市町村に対し、交付金を交付することができる」ことを追加。

### ■基本的施策の拡充

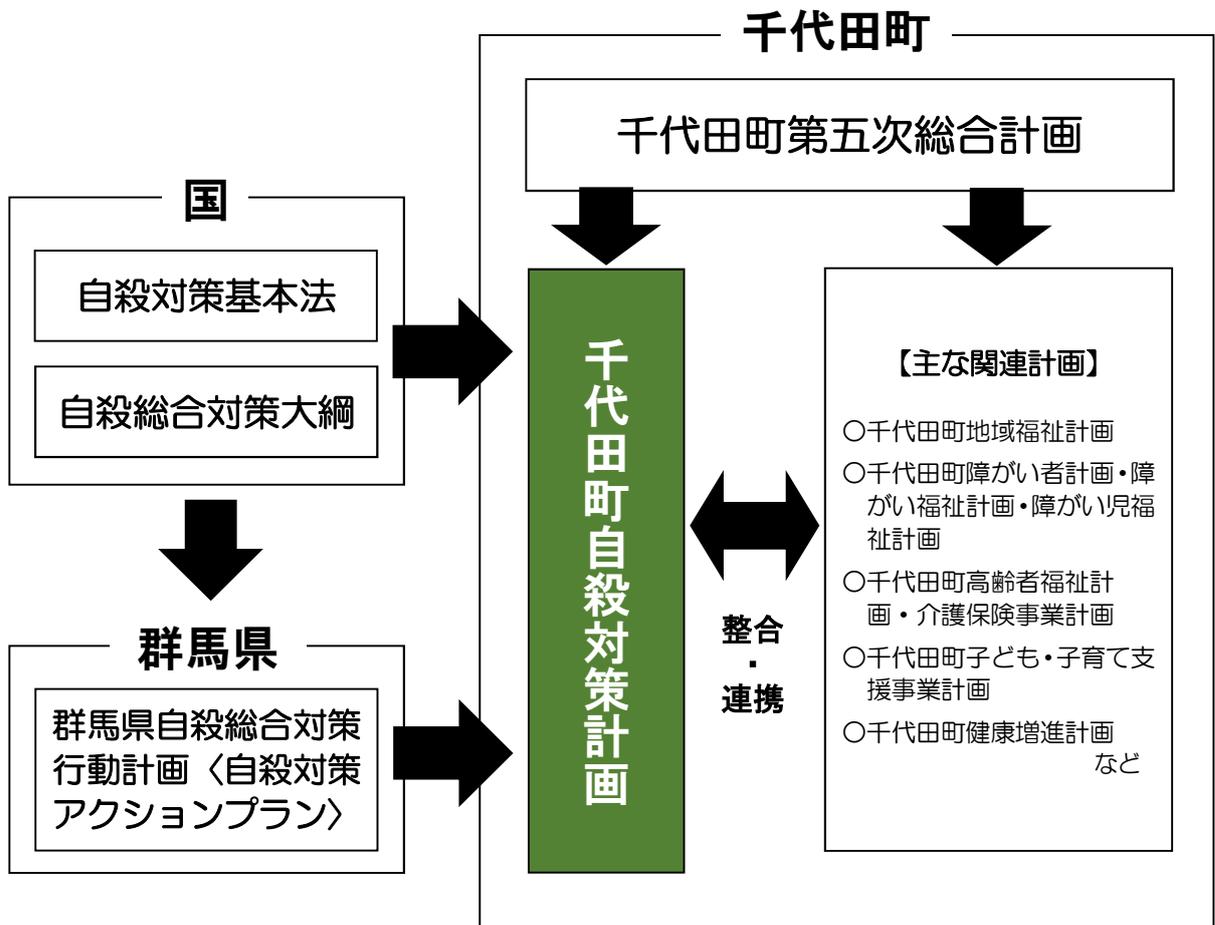
調査研究等の推進・体制の整備(第15条)、人材の確保等(第16条)

心の健康の保持に係る教育・啓発の推進等(第17条)、医療提供体制の整備(第18条)を追加。

## 2 計画の位置付け

本計画は、千代田町の自殺対策を推進していくための自殺対策基本法第13条第2項に示される市町村計画であり、国の自殺総合対策大綱、群馬県自殺総合対策行動計画〈自殺対策アクションプラン〉に対応するものです。あわせて、「千代田町第五次総合計画」をはじめ、「千代田町地域福祉計画」「千代田町健康増進計画」等との整合・連携を図り、千代田町の自殺対策の基本的な方向や具体的な事業・取組を示します。

### 計画の位置付け



### 3 計画期間

自殺対策は、予防から継続的に取り組む必要があり、国の自殺総合対策大綱は、平成19年6月に政府が推進すべき自殺対策の指針として定められました。その後、平成20年10月に一部改正、平成24年8月に初めて全体的な見直しが行われました。また、平成28年の自殺対策基本法改正の趣旨や我が国の自殺の実態を踏まえた見直しが行われ、平成29年7月、「自殺総合対策大綱〈誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して〉」が閣議決定されました。自殺総合対策大綱は、5年を目途に見直すとしており、現行の自殺総合対策大綱では自殺死亡率の数値目標が平成38（2026）年で設定されています。

このことを踏まえ、本計画の計画期間を平成31（2019）年度から平成35（2023）年度までの5年間とします。また、国・県の動向、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行うこととします。

計画期間

計画名等	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度	平成 34 (2022) 年度	平成 35 (2023) 年度
千代田町 自殺対策 計画	策定	→				
千代田町 第五次 総合計画	第5次総合計画 →			次期計画(予定) →		
自殺総合 対策大綱					見直し	

※平成31年度以降の年度の表示については、「平成」が継続したものとみなし、当該年度の表示は新元号による年度の表示に読み替えるものとします。

## 4 計画の策定と推進

### (1) 計画の策定

計画策定にあたって、施策を検討する基礎資料を得ることを目的に、18歳以上の住民と町内の小・中学生にアンケート調査を実施しました。

また、策定体制として、行政、関係機関、民間団体等で構成する「千代田町いのち支える自殺対策ネットワーク推進協議会」と、庁内の「千代田町いのち支える自殺対策推進委員会」を併せて設置しました。庁内で横断的に関連する課局での事業の棚卸しとともに、「千代田町いのち支える自殺対策推進委員会」と「千代田町いのち支える自殺対策ネットワーク推進協議会」で検討・協議いただき、計画策定を進めました。そして、パブリックコメント（住民意見公募）を実施し、意見の聴取に努めました。

#### 調査概要

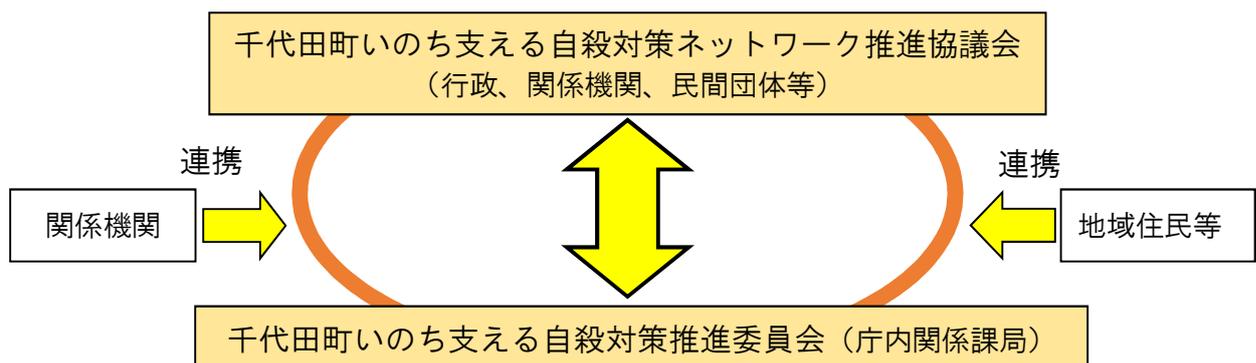
	住民調査	小・中学生調査
調査地域	千代田町内全域	千代田町内全域
調査対象	町内に在住する18歳以上の一般住民1,149人	町内の小・中学生（小学校5年生100人、中学校2年生109人）
抽出方法	住民基本台帳より無作為抽出	小学校5年生及び中学校2年生
調査方法	郵送による配布・回収	学校で配布・回収
有効回答数	448人（有効回答率39.0%）	206人（有効回答率98.6%）
調査期間	平成30年7月13日～31日	平成30年7月上旬

### (2) 計画の推進

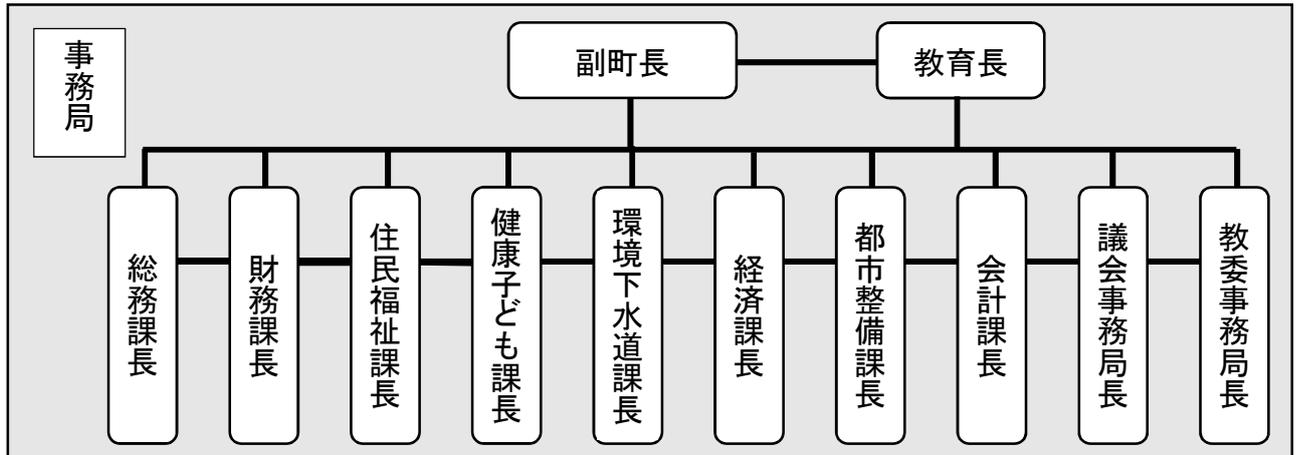
計画における各事業の推進状況については、庁内の「千代田町いのち支える自殺対策推進委員会」において、施策の推進状況の把握等を行い、「千代田町いのち支える自殺対策ネットワーク推進協議会」にてご意見をいただきながら、施策の総合的・効果的な推進を図ります。

設定した指標の進捗管理のほか、毎年度基本施策ごとに取組の進行状況の把握と新たな課題の整理を行い、住民への周知に努めます。

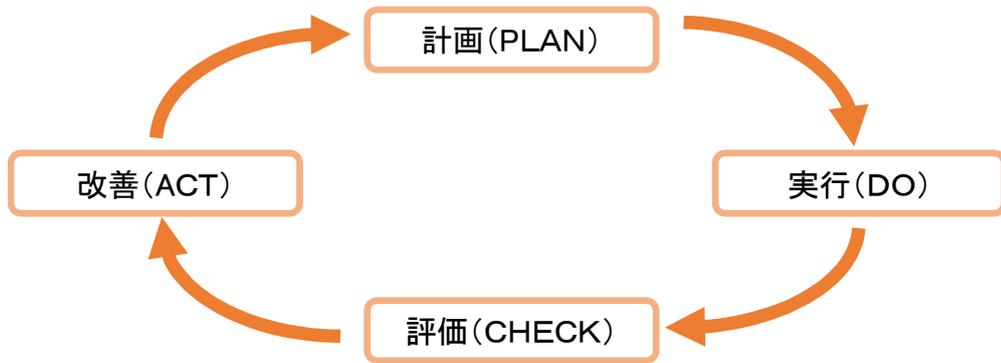
#### 推進体制



庁内推進体制(平成31年3月現在)



PDCAサイクルのイメージ



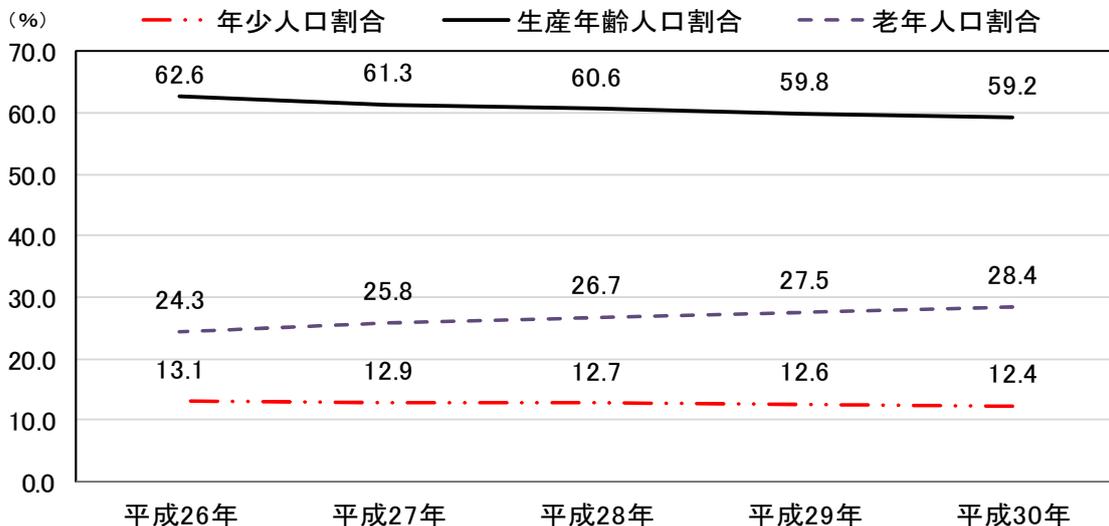
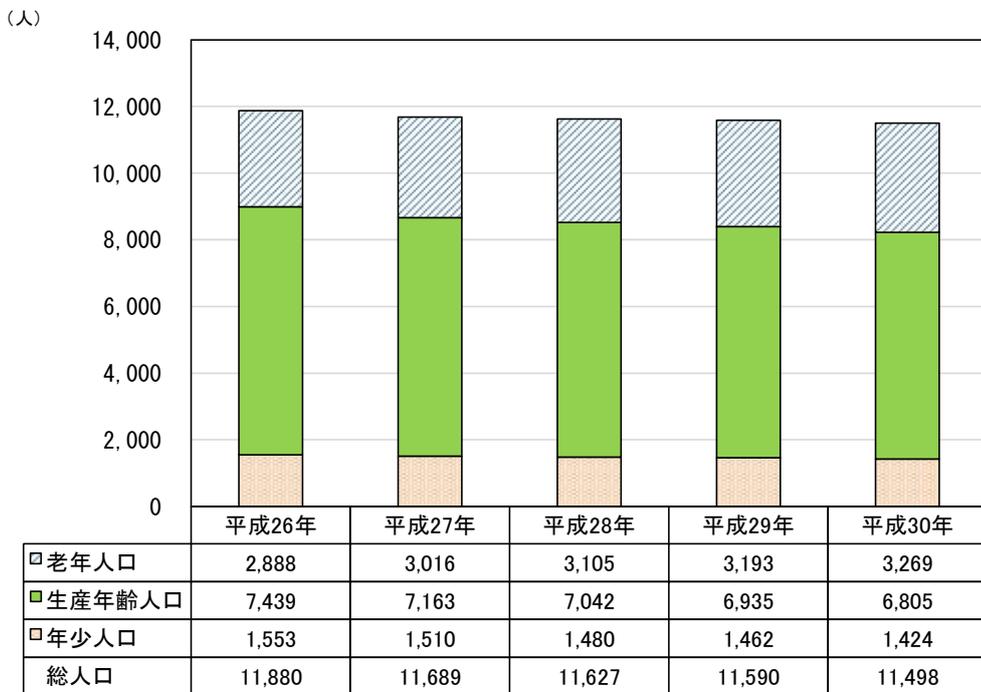
## 第2章 自殺の現状等

### 1 千代田町の概況

#### (1) 人口・世帯

千代田町の人口は平成26年の11,880人から、平成30年は11,498人に微減しています。年齢区分別では、15～64歳の生産年齢人口が多いものの、その構成比はゆるやかに低下しており、平成26年は62.6%でしたが、平成30年は59.2%となっています。その一方で、65歳以上の老年人口比率は上昇が続き、平成30年は3,269人となり、構成比は28.4%に上がっています。

人口・人口構成の推移(各年1月1日現在・住民基本台帳)

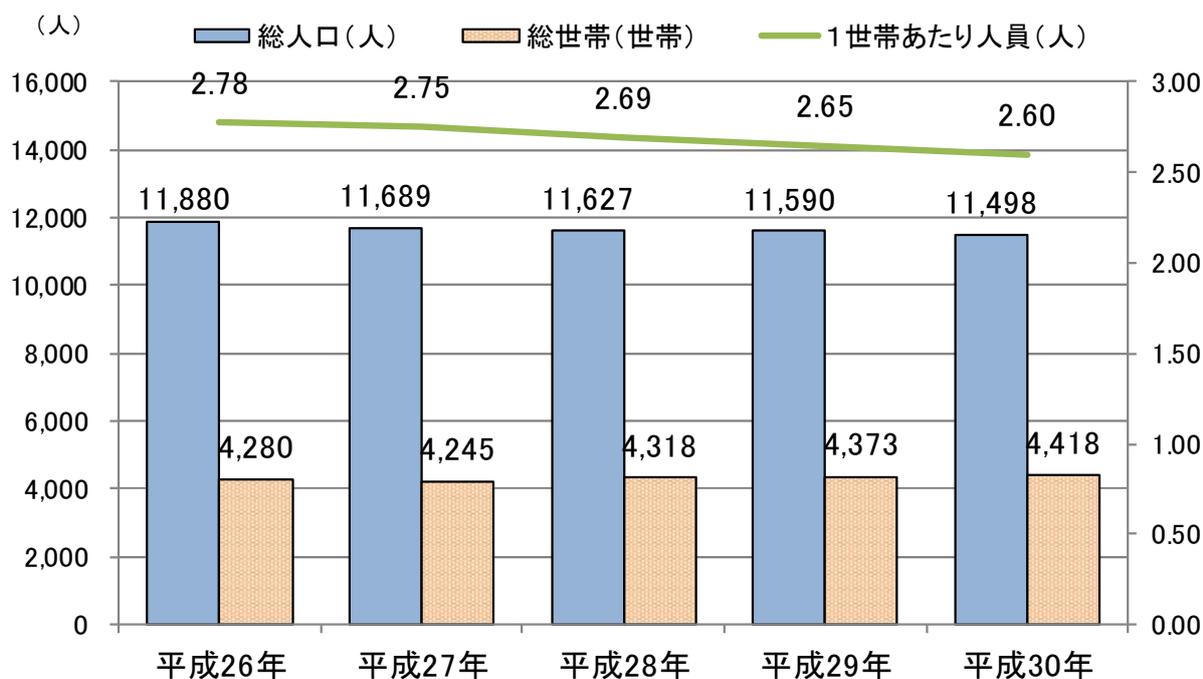


## (2) 世帯数・世帯構成

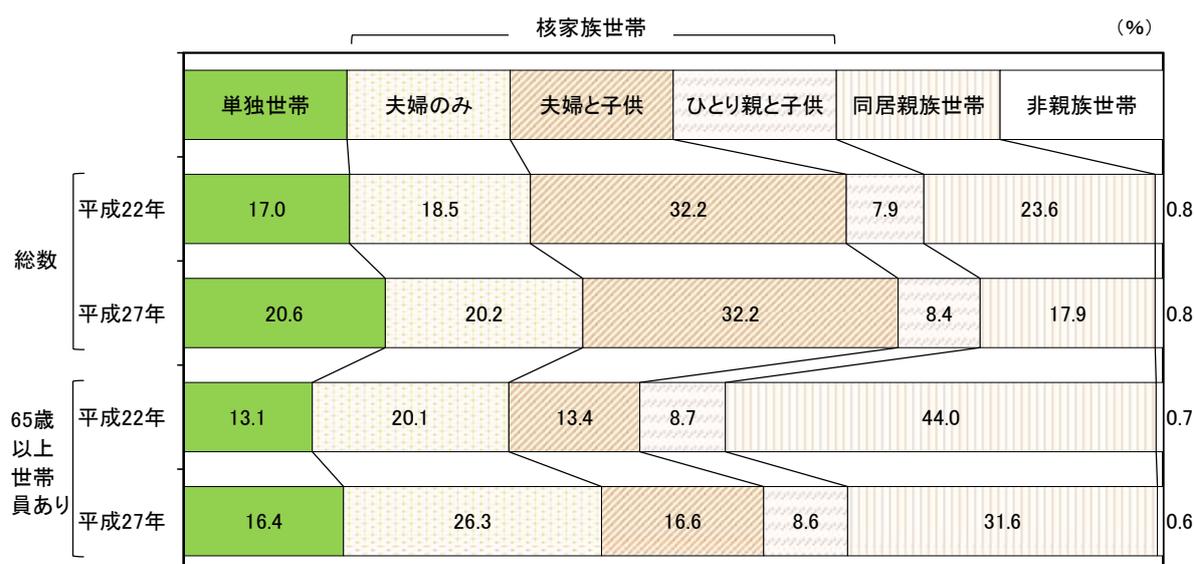
世帯数は、平成26年の4,280世帯から平成30年には4,418世帯に微増していますが、1世帯あたり人員は、平成26年は2.78人で平成30年は2.60人と緩やかに減少しています。

世帯構成は、平成22年と平成27年を比べると単独世帯割合が増加しており、65歳以上の高齢者のいる世帯では単独世帯が13.1%から16.4%に増加しています。

人口・1世帯あたり人員の推移(各年1月1日現在・住民基本台帳)



世帯類型別構成割合の推移(国勢調査)

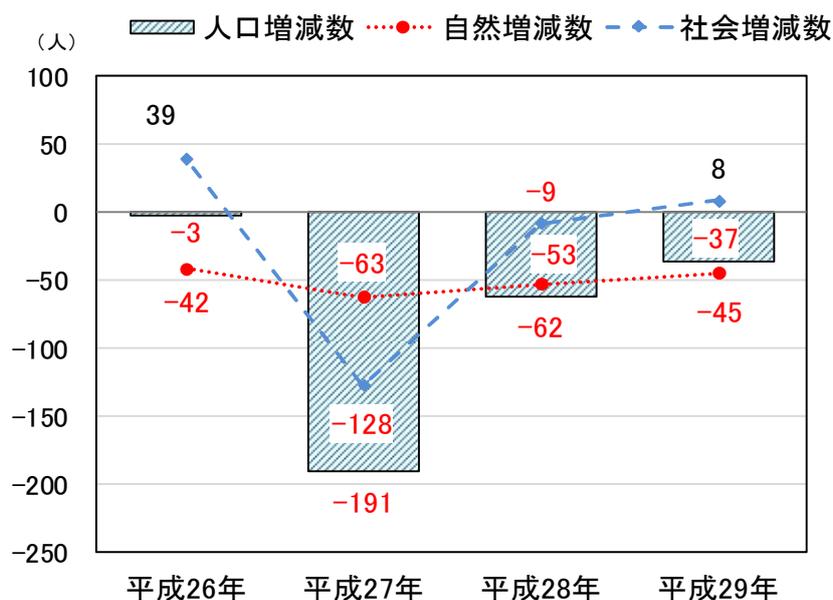


### (3) 人口動態

人口動態は平成28年、平成29年は自然減による減少を背景に、年間40～60人台の減少となっています。

自然増減数は平成27年に拡大し、-63人となっています。平成28年、平成29年はともに縮小し、平成29年は-45人となっています。社会増減数は平成27年に大きく減少して-128人でしたが、平成28年は-9人、平成29年は社会増に転じて+8人となっています。

人口動態(各年1月1日～12月31日の計)  
(住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数・総務省)

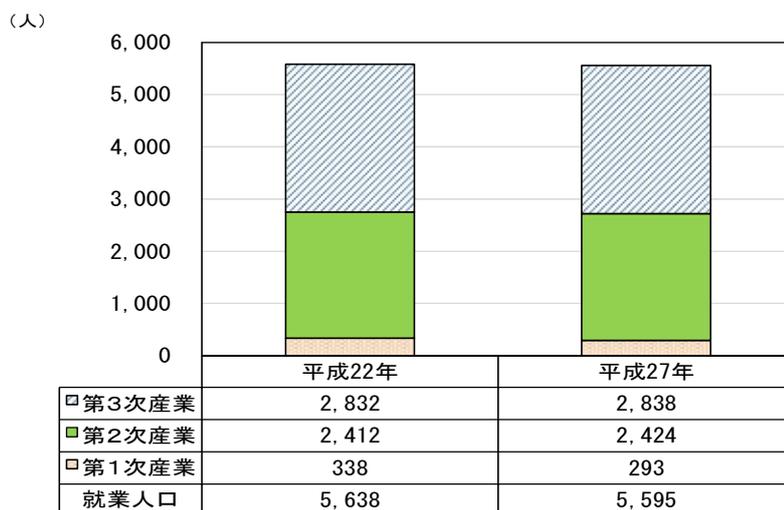


### (4) 就業構造等

就業者数は5,600人前後を推移しており、平成27年は5,595人で、産業別では第3次産業が2,838人と最も多く、第2次産業が2,424人、第1次産業が293人となっています。

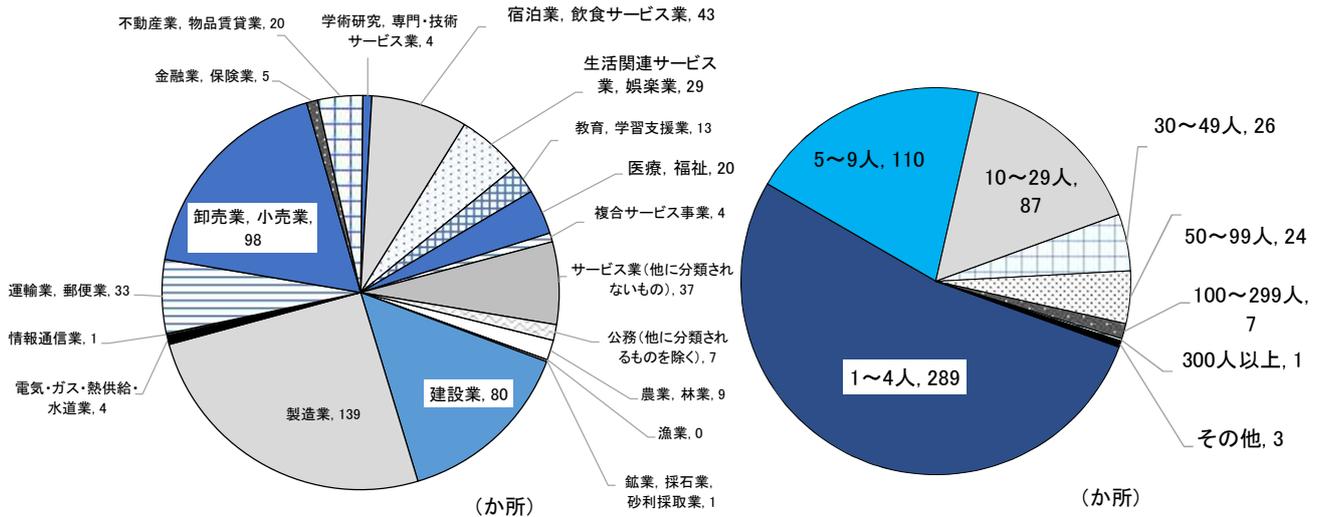
従業員別事業所数は、民間では、従業員数が1～4人の事業所が279か所と最も多く、5～9人が105か所、10～19人が60か所となっています。

産業別就業者数の推移(国勢調査)



従業員数別の事業所数・従業員数(平成26年経済センサス-基礎調査結果・総務省統計局)

総数		民間													国、共同企業体、公共団体	
		総数		1~4人		5~9人		10~19人		20~29人		30人以上		その他	事業所数	従業員数
事業所数	従業員数	事業所数	従業員数	事業所数	従業員数	事業所数	従業員数	事業所数	従業員数	事業所数	従業員数	事業所数	従業員数	事業所数	事業所数	従業員数
547	6,976	523	6,638	279	636	105	711	60	807	22	525	58	3,959	3	24	338



※グラフは民間と公的を合計して作成。

## 2 自殺に係るデータ

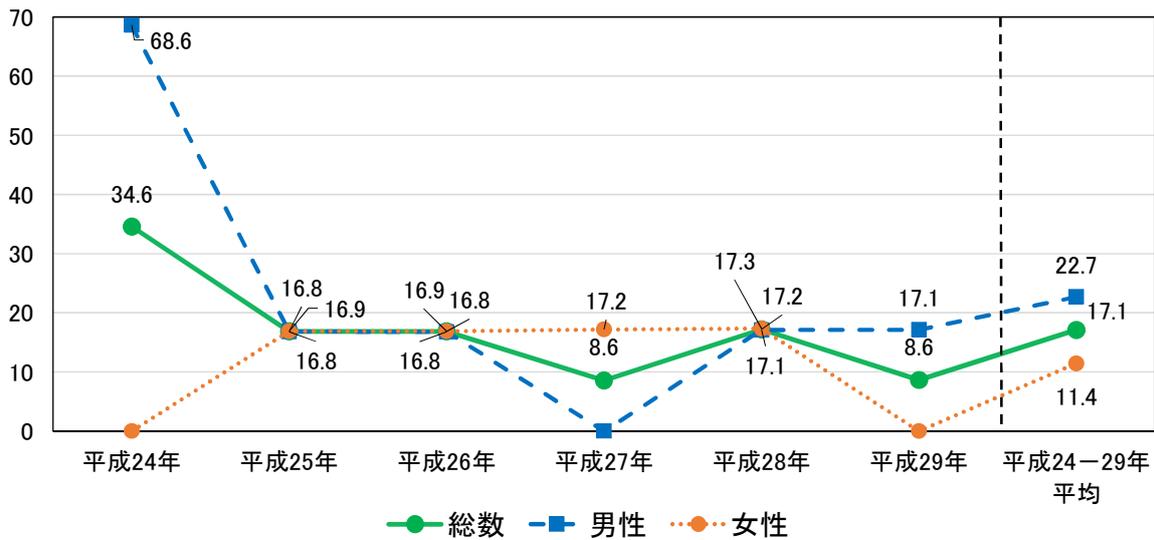
自殺者数は年によりばらつきがあり、件数が少ないため、増減率の変動が大きくなることから、平成24～29年の総数を合わせて示します。

本章で用いるデータの出典で特に記載のないものは、すべて厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」を基に、一部加工し、作成したものです。また、千代田町の自殺者総数が少なく、公表されていないところを除いてまとめました。

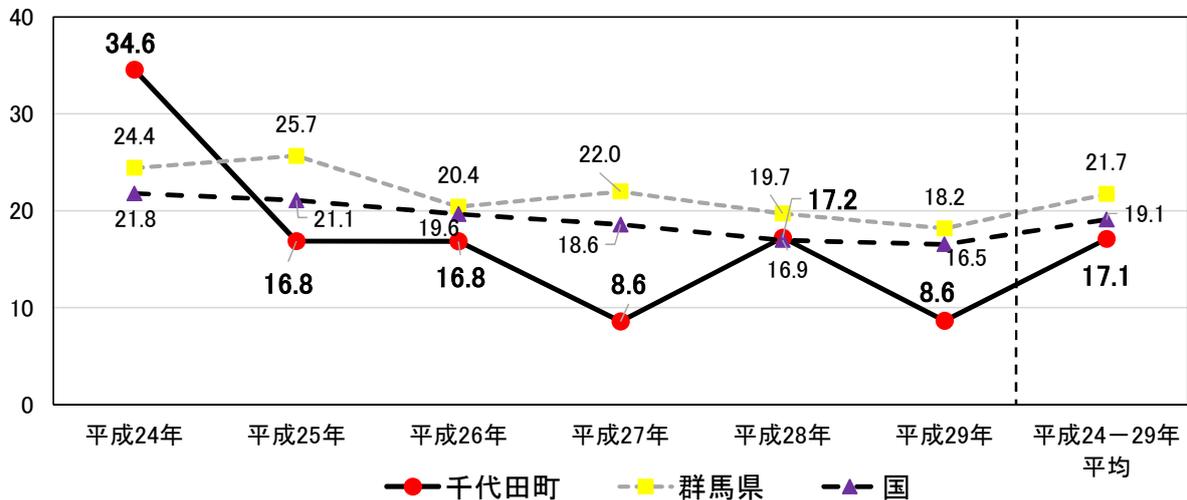
### (1) 自殺者数・自殺死亡率

千代田町の近年の自殺者数は年間2件程度で推移しており、平成24～29年の総数で12人が自殺により死亡しており、この間の平均自殺死亡率は人口10万人対で17.1となります。人口10万人対の自殺死亡率は、国・群馬県ともに緩やかに低下していますが、平成24～29年の平均では、国が19.1、群馬県は全国平均よりやや高く21.7であり、千代田町は17.1と国・群馬県よりも低い水準といえます。

自殺死亡率(人口10万人対)の推移(男女別)



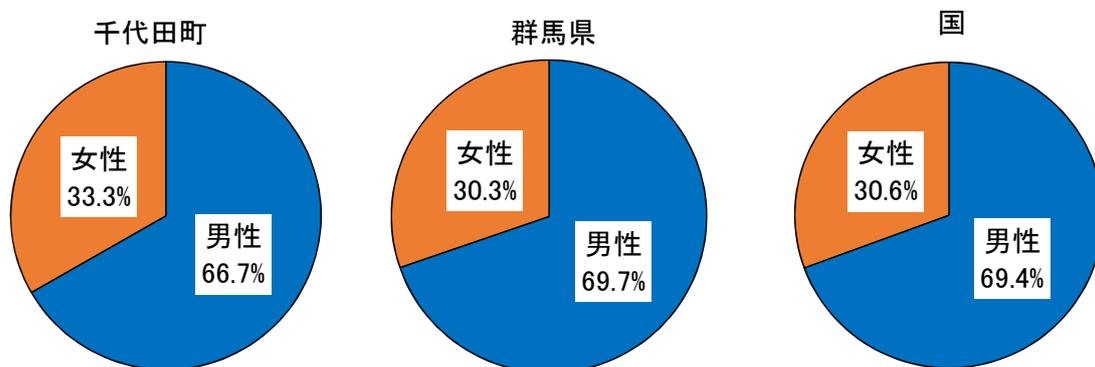
自殺死亡率(人口10万人対)の比較(国・群馬県)



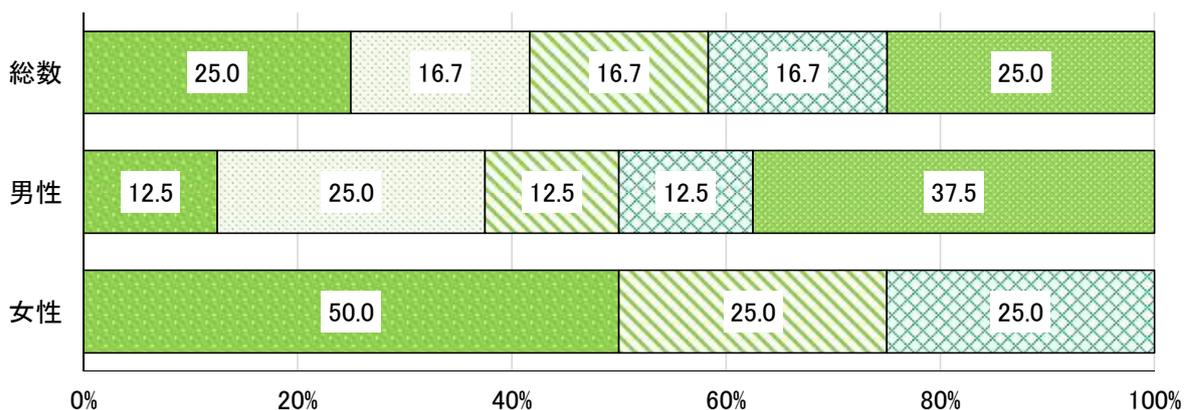
## (2) 性別・年代別自殺状況

性別は国・群馬県・千代田町ともに、男性が全体の3分の2を占めています。年代別では、国・群馬県と比較して千代田町では、20歳代、80歳以上が多い状況となっています。

男女別割合の比較(千代田町:平成 24～29 年総数 群馬県・国:平成 29 年)

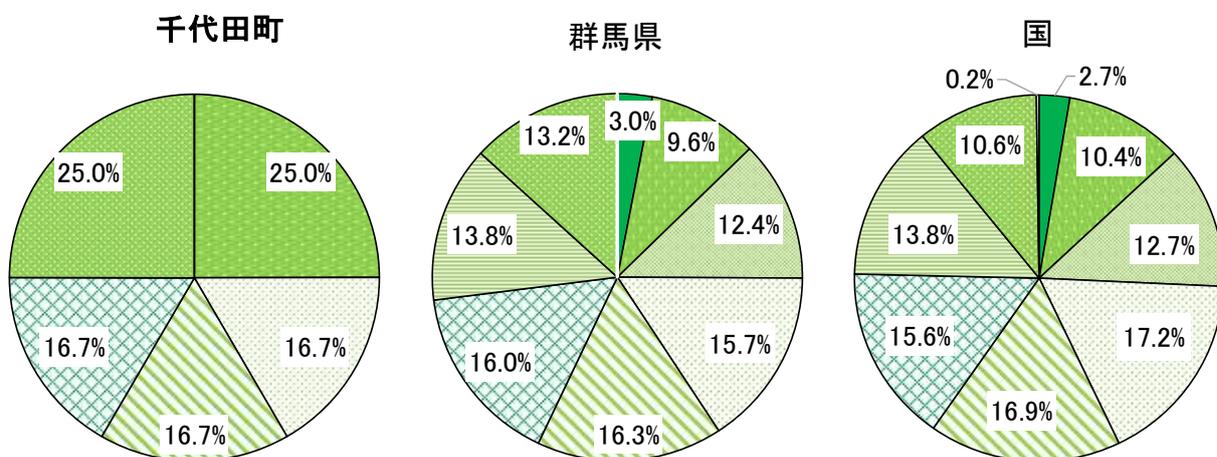


年代別・男女別自殺死亡者割合(平成 24～29 年総数)



■ 19歳以下 ■ 20歳代 ■ 30歳代 ■ 40歳代 ■ 50歳代 ■ 60歳代 ■ 70歳代 ■ 80歳以上

年代別割合の比較(千代田町:平成 24～29 年総数 群馬県・国:平成 29 年)



■ 19歳以下 ■ 20歳代 ■ 30歳代 ■ 40歳代 ■ 50歳代 ■ 60歳代 ■ 70歳代 ■ 80歳以上 □ 不詳

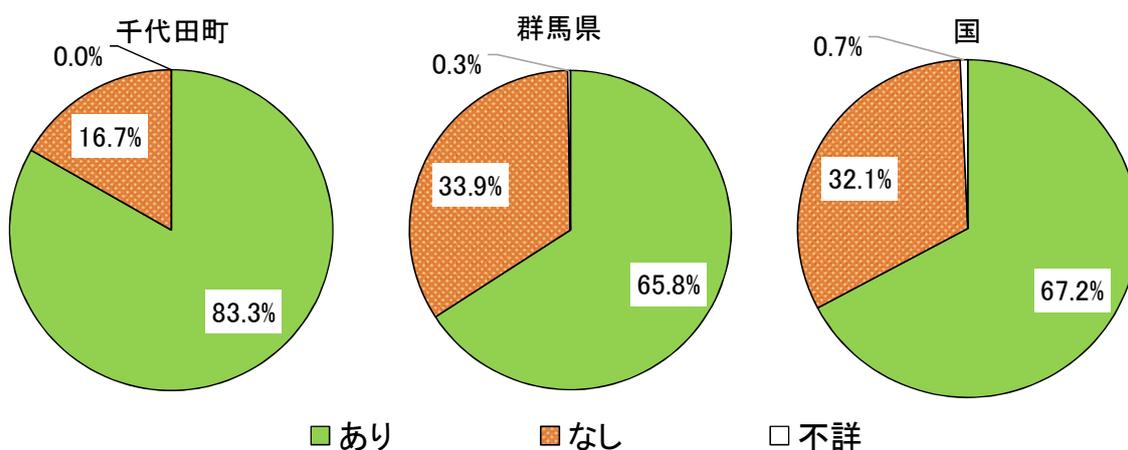
### (3) 同居人有無別自殺状況

同居人の有無別では、同居人「あり」が83.3%と高いものの、男女別では、男性の同居人「あり」の割合が75.0%と、女性より低くなっています。国・群馬県に比べて、千代田町では同居人「あり」が多くみられます。

同居人有無別・男女別自殺者割合(平成 24～29 年総数)



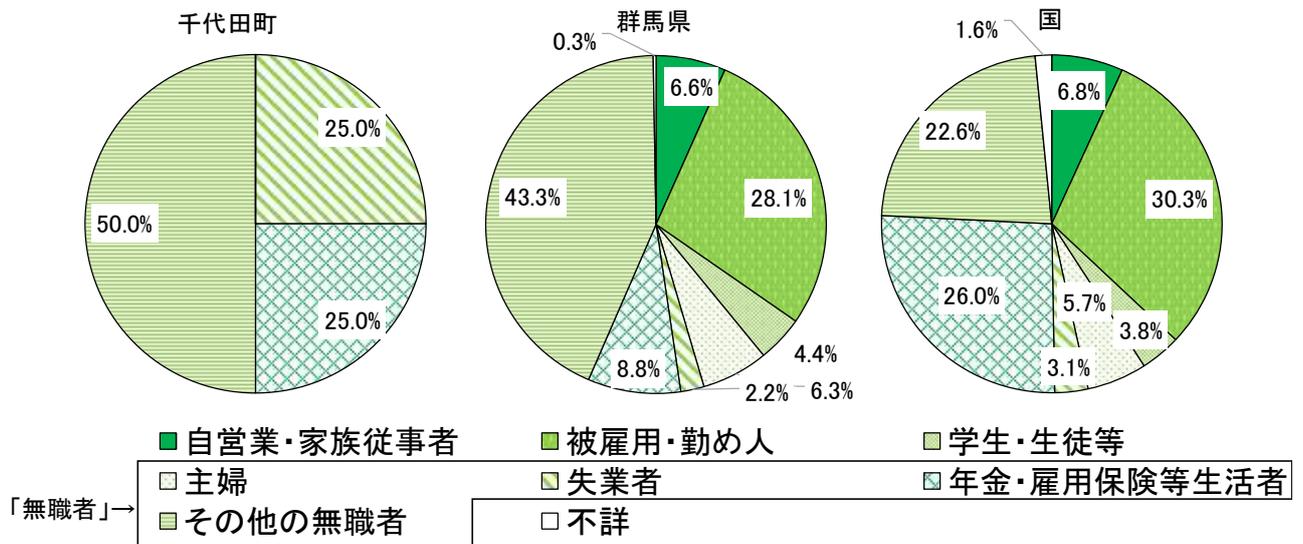
同居人有無別割合の比較(千代田町:平成 24～29 年総数 群馬県・国:平成 29 年)



### (4) 職業別自殺状況

職業別では、「失業者」や「年金・雇用保険等生活者」など無職者がほとんどで、国・群馬県よりも無職者の割合が多い状況です。

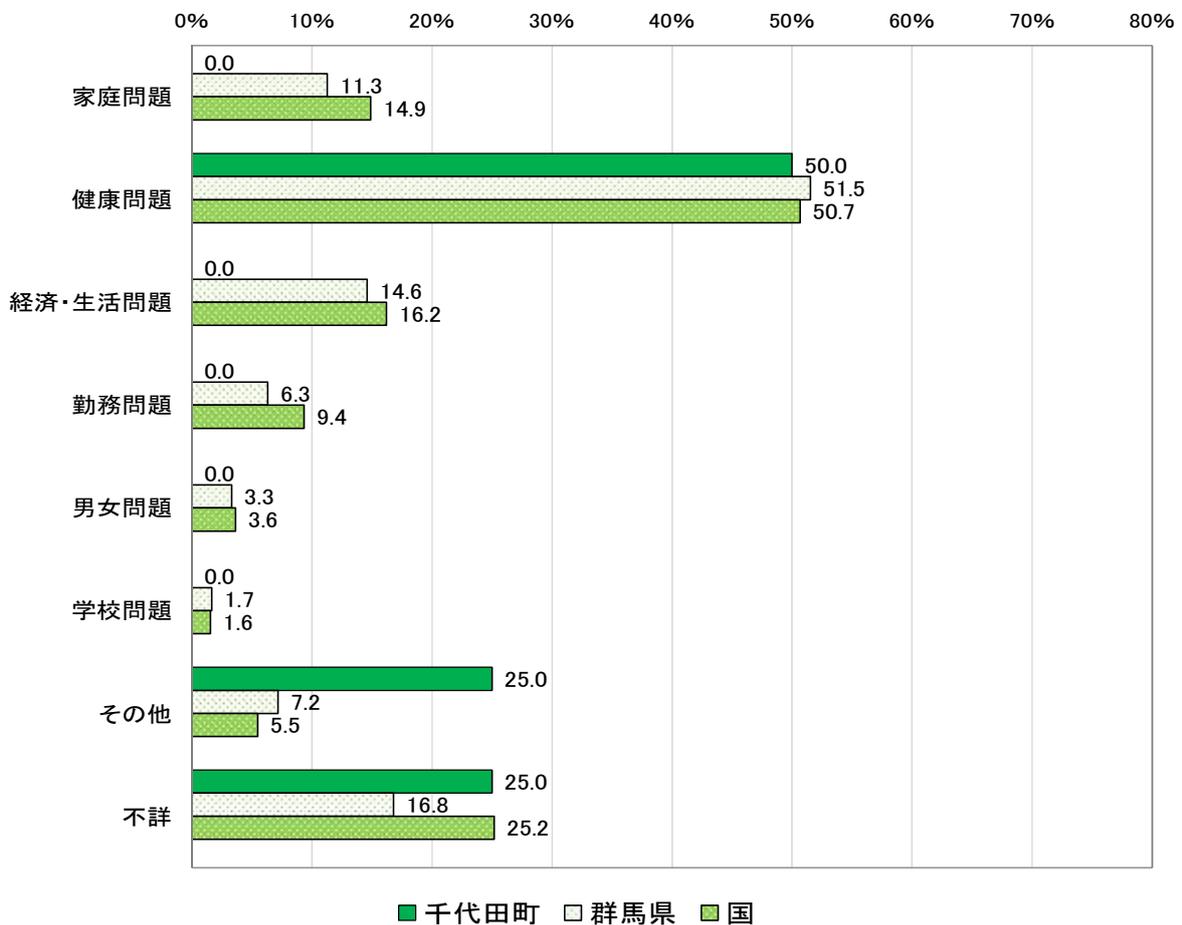
職業別自殺者割合の比較(千代田町:平成 24～29 年総数 群馬県・国:平成 29 年)



(5) 原因・動機別自殺状況

原因・動機別では、国・群馬県・千代田町ともに「健康問題」が50%台と高くなっていますが、自殺の多くは単一の原因によるものではなく、多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きているのが実態であります。

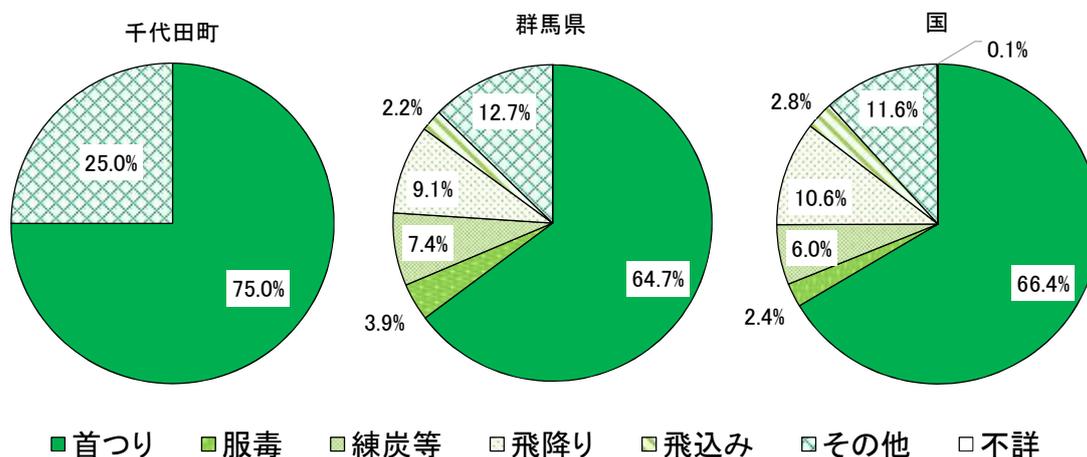
原因別自殺者割合の比較(千代田町:平成 24～29 年総数 群馬県・国:平成 29 年)



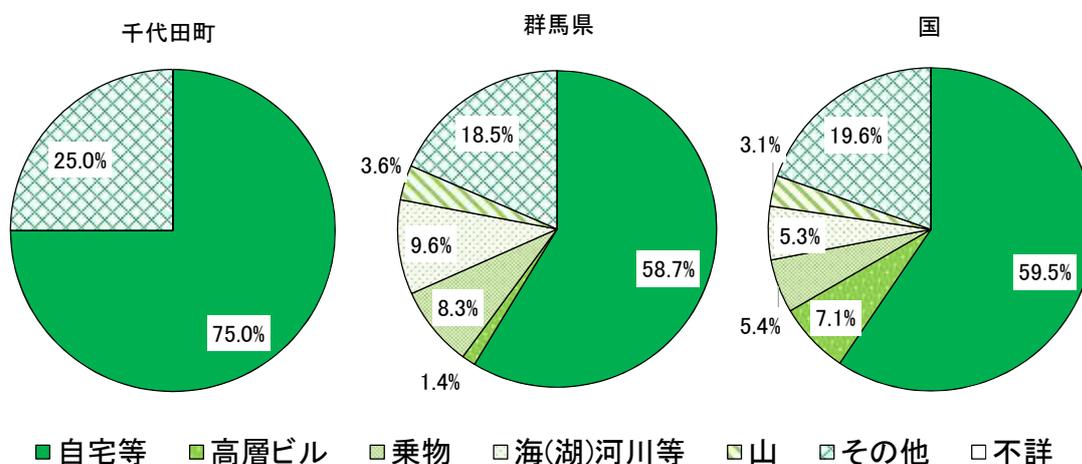
## (6) 企図別・場所別自殺状況

企図別では「首つり」の割合が高く、国・群馬県も同様に「首つり」の人数が多くみられます。場所別では「自宅等」の割合が高く、国・群馬県よりも割合が高くなっています。

企図別自殺者割合の比較(千代田町:平成 24～29 年総数 群馬県・国:平成 29 年)



場所別自殺者割合の比較(千代田町:平成 24～29 年総数 群馬県・国:平成 29 年)

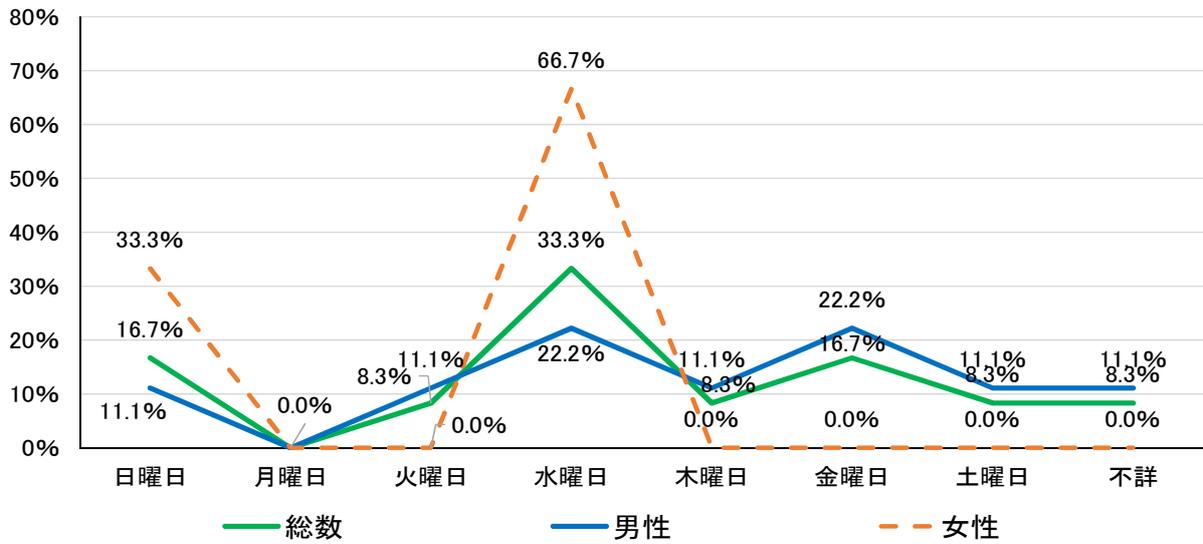


## (7) 曜日・時間別自殺状況

曜日別では、男性は「水曜日」「金曜日」、女性は「水曜日」「日曜日」の割合が多くなっています。その年によって変化しますが、国・群馬県に比べると「水曜日」の割合が高くなっています。

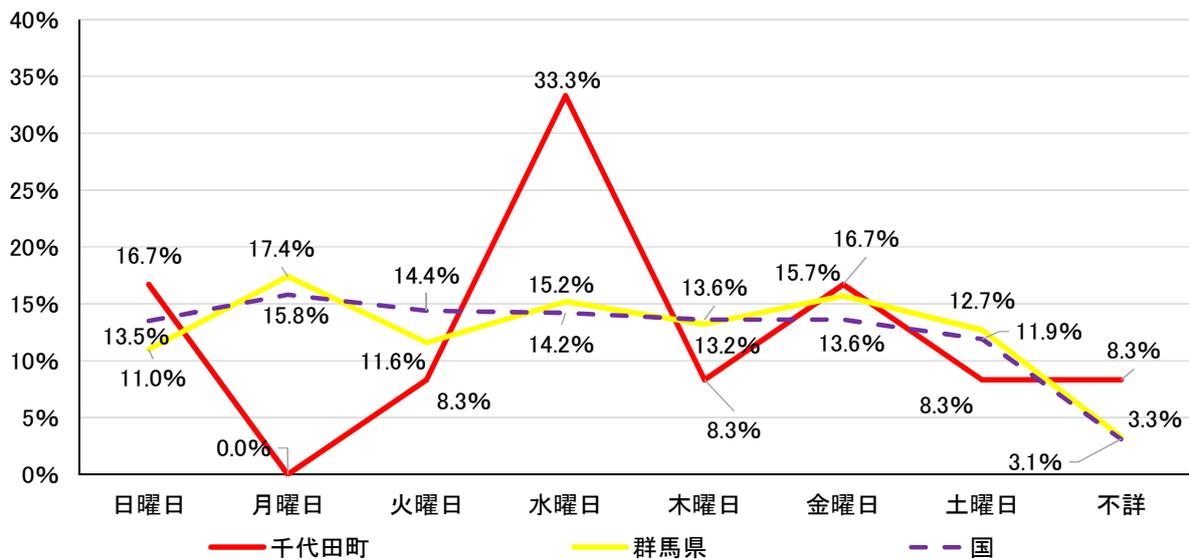
時間別では、男性は「22～24時」、女性は「0～2時」「16～18時」が多くみられます。

曜日別・男女別自殺者割合(平成 24～29 年総数)

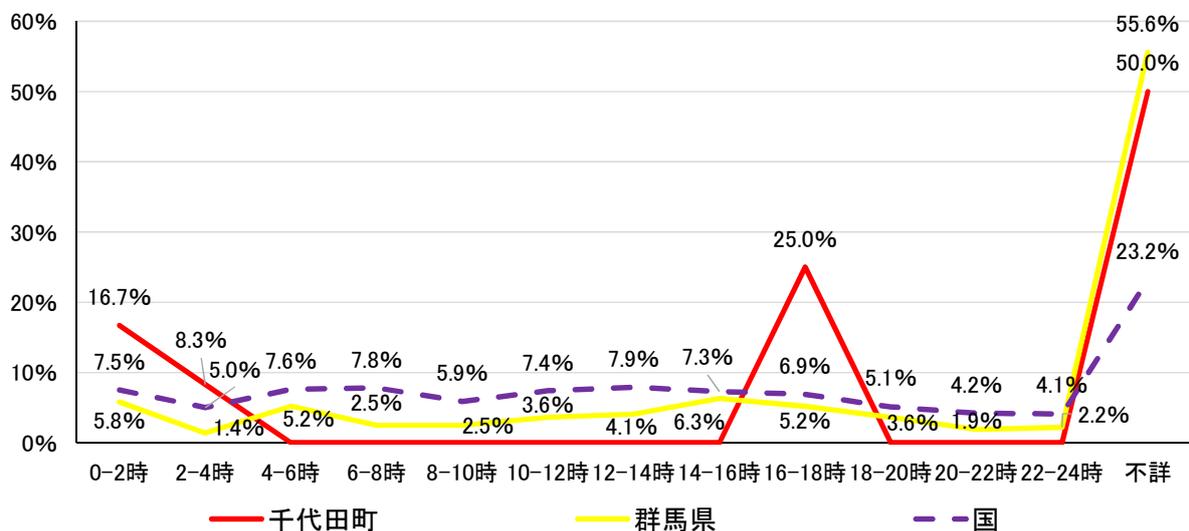


※男性の割合は端数処理ができないため、割合の合計が 100% となりません。

曜日別自殺者割合の比較(千代田町:平成 24～29 年総数 群馬県・国:平成 29 年)



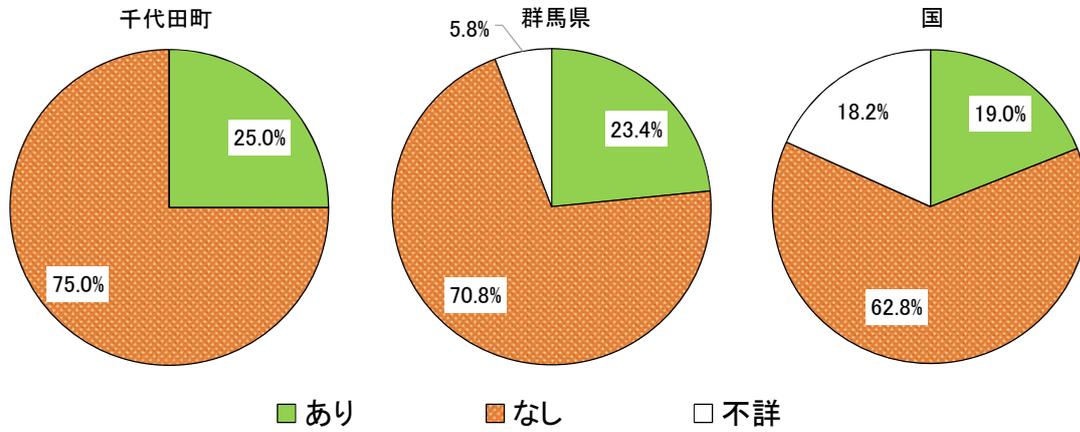
時間別自殺者割合の比較(千代田町:平成 24～29 年総数 群馬県・国:平成 29 年)



## (8) 未遂歴別自殺状況

未遂歴別では、「あり」が25.0%となっています。

未遂歴別自殺者割合の比較(千代田町:平成 24～29 年総数 群馬県・国:平成 29 年)



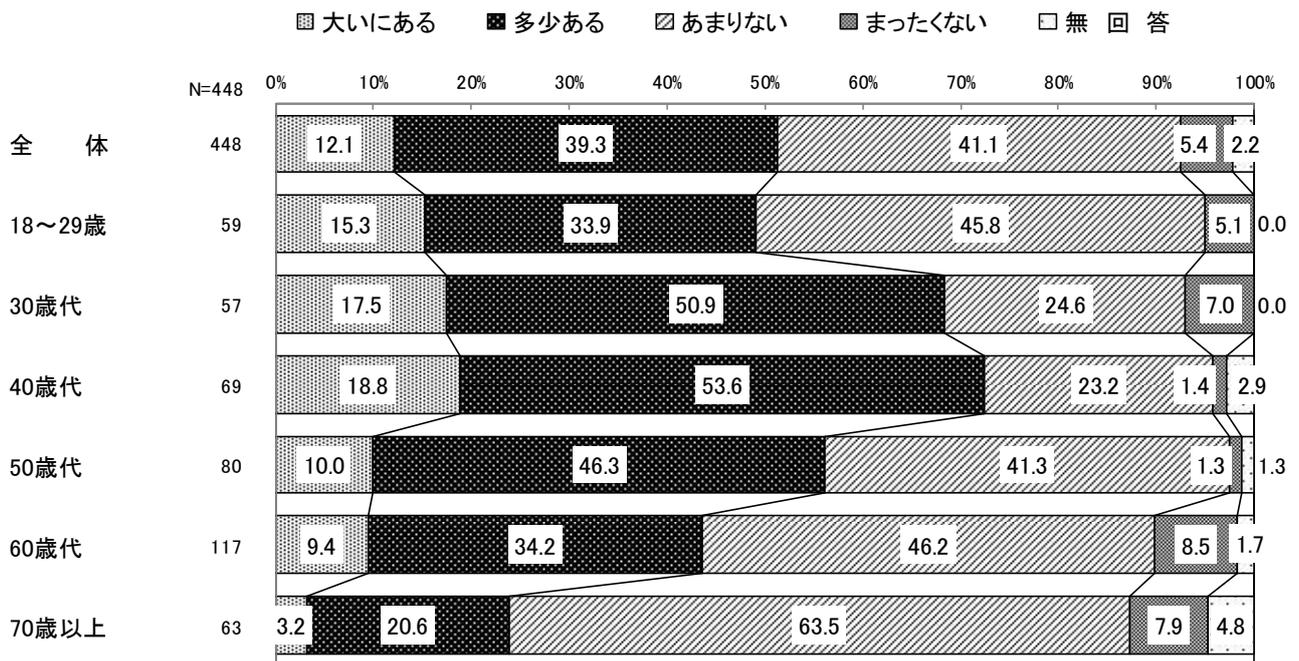
### 3 アンケート調査からの現状

#### (1) 住民調査

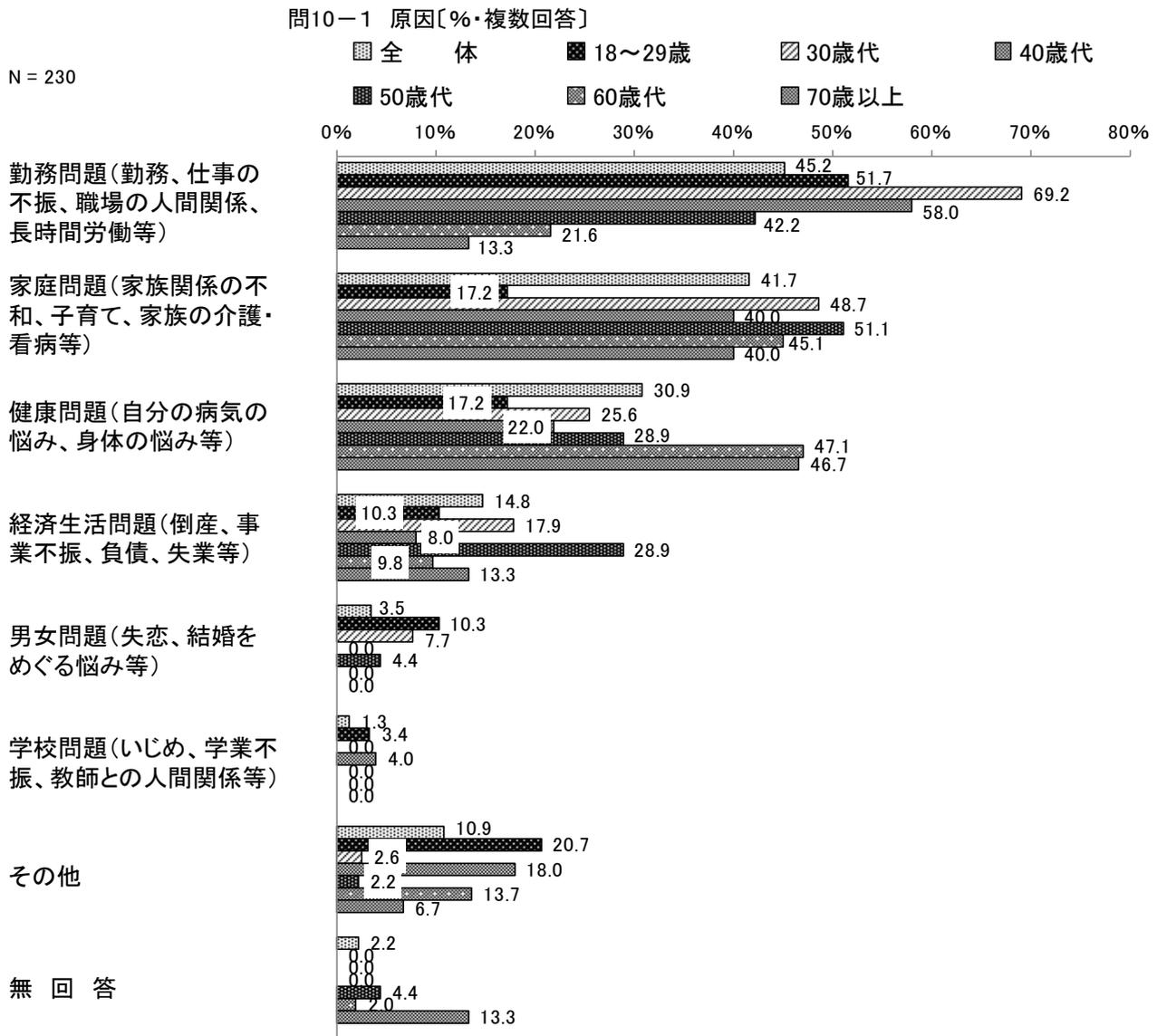
##### 1) 日常生活での不満、悩み、苦労、ストレスとその原因

「あまりない」が41.1%、「多少ある」が39.3%、「大いにある」が12.1%と続いており、『ある』（「大いにある」と「多少ある」の計、以下同様）は51.4%となり、特に30・40歳代は、『ある』が70%前後と高くなっています。

問10 日常生活での不満、悩み、苦労、ストレス[%]

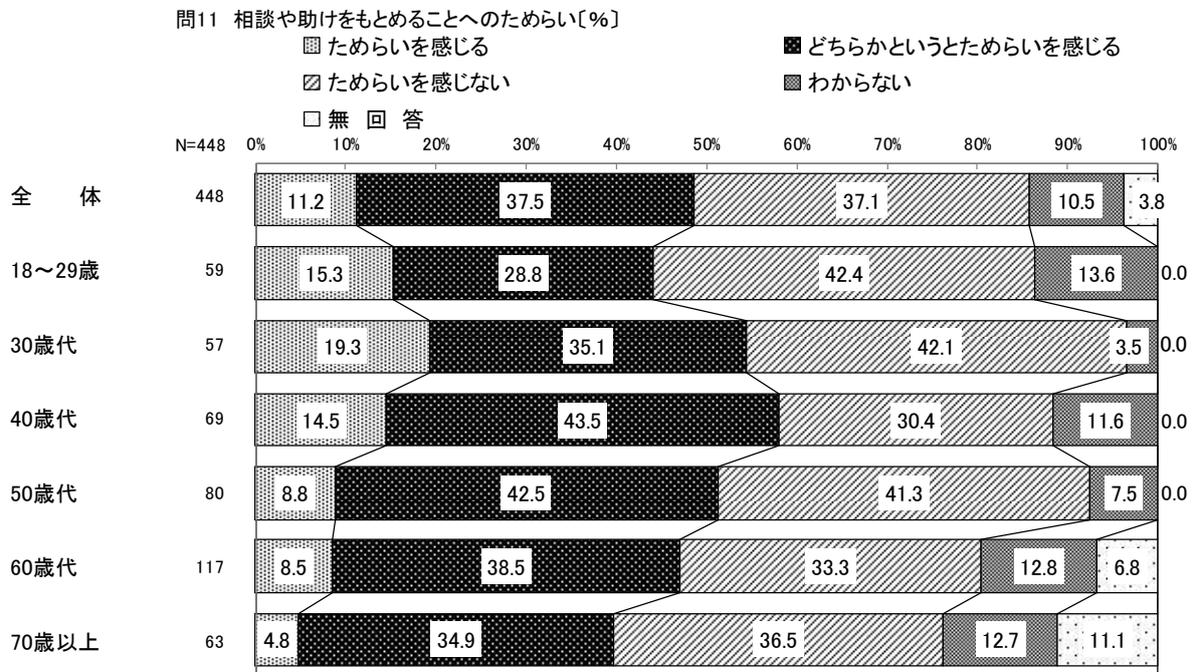


ストレス等の原因では、「勤務問題（勤務、仕事の不振、職場の人間関係、長時間労働等）」が45.2%、「家庭問題（家族関係の不和、子育て、家族の介護・看病等）」が41.7%、「健康問題（自分の病気の悩み、身体の悩み等）」が30.9%と続いています。（以下（ ）内省略）「勤務問題」は30歳代で69.2%と高く、「家庭問題」は50歳代で51.1%、「健康問題」は60歳代と70歳以上でそれぞれ47%前後と高くなっています。

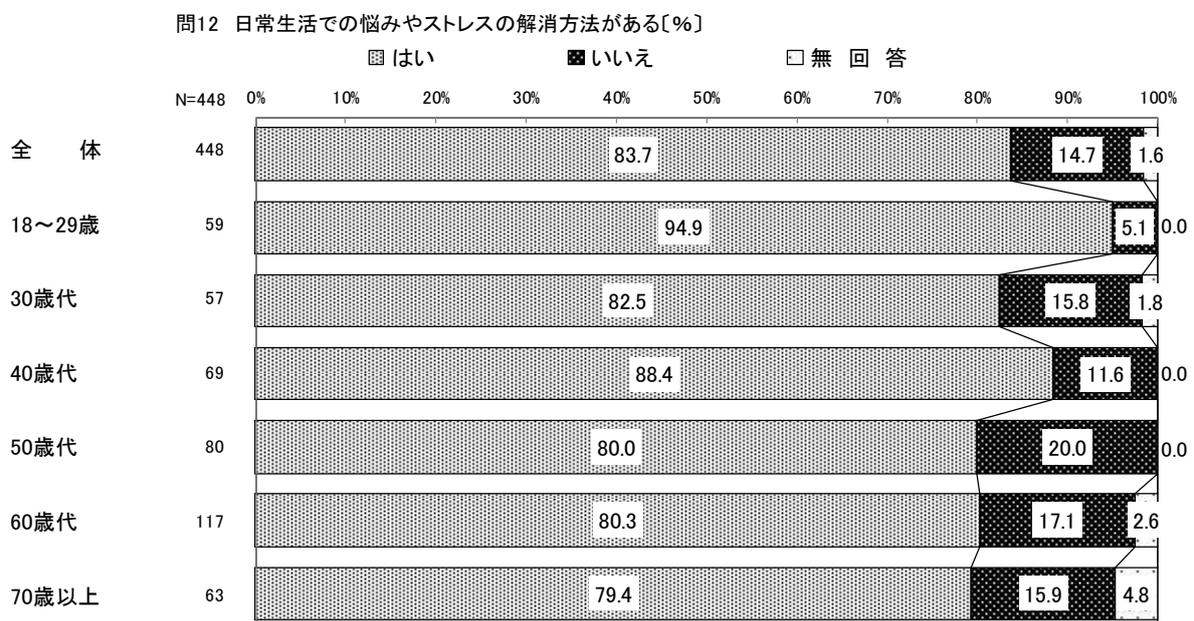


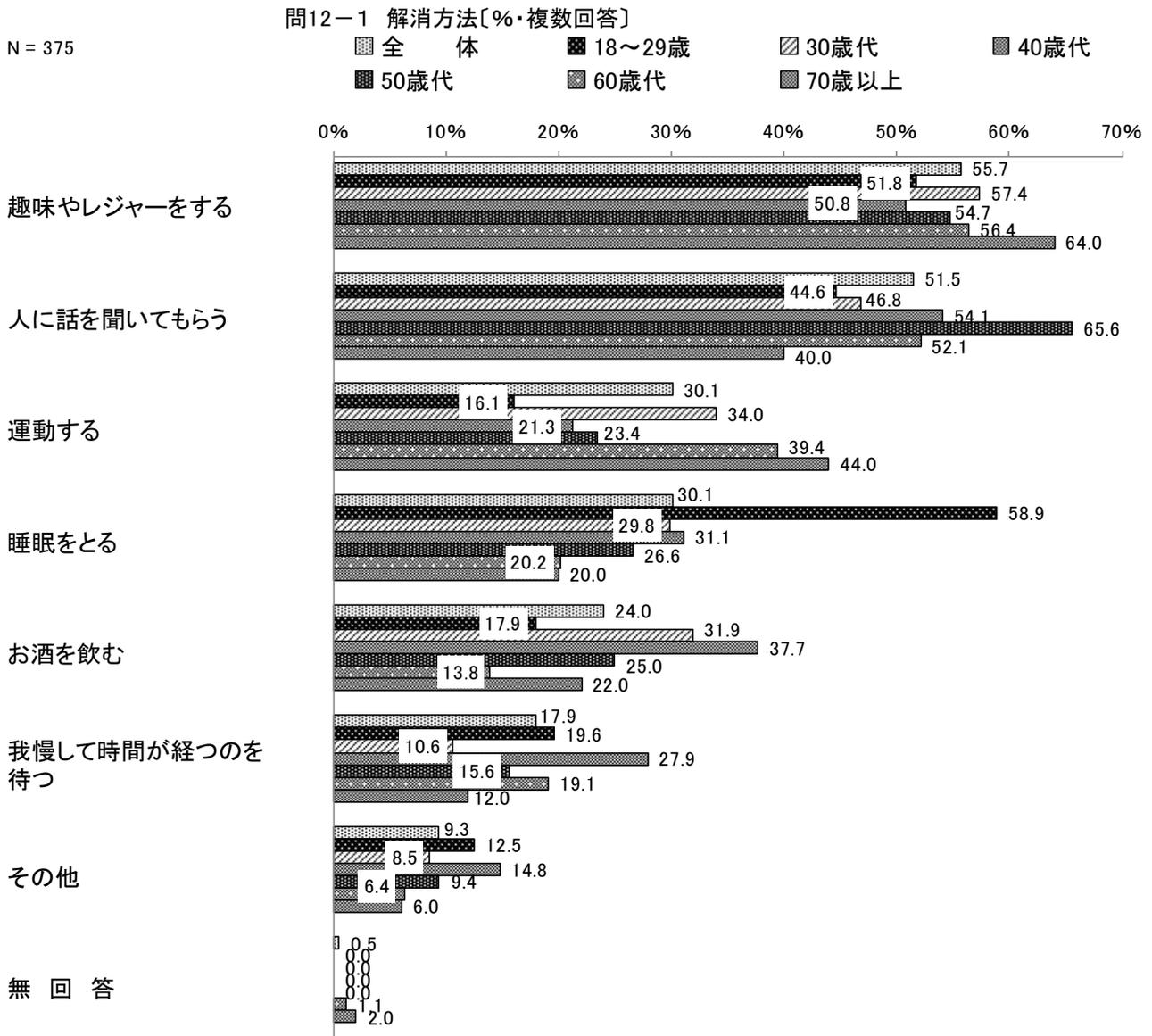
## 2) 悩みやストレスの相談・解消法

相談したり、助けを求めたりすることに『ためらいを感じる』（「ためらいを感じる」と「どちらかというためらいを感じる」の計、以下同様）が48.7%と高く、「ためらいを感じない」が37.1%、「わからない」が10.5%となっています。『ためらいを感じる』は、30歳代と40歳代、50歳代でそれぞれ50%台と高くなっています。



ストレス等の解消方法がある人は83.7%と高い割合を占めており、解消方法は、「趣味やレジャーをする」が55.7%、「人に話を聞いてもらう」が51.5%と特に高く、「運動する」、「睡眠をとる」がともに30.1%、「お酒を飲む」が24.0%と続いています。「趣味やレジャーをする」は各年代で高く、「運動する」は70歳以上で、「人に話を聞いてもらう」は50歳代で、「睡眠をとる」は18～29歳で多く回答されています。



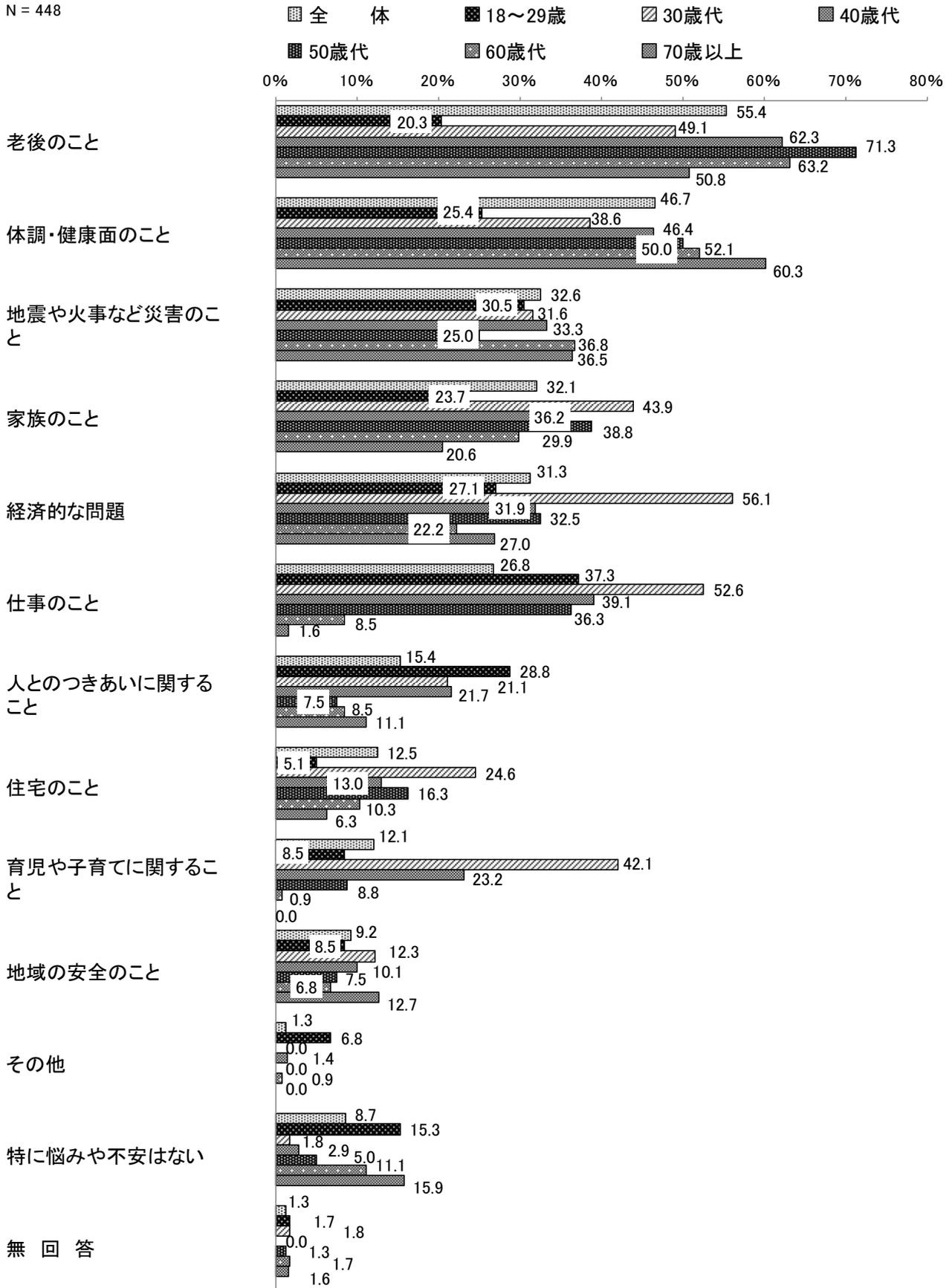


### 3) 今後の暮らしで心配なこと

「老後のこと」が55.4%と最も高く、「体調・健康面のこと」が46.7%、「家族のこと」が32.1%、「経済的な問題」が31.3%となっています。「老後のこと」は50歳代で71.3%、「体調・健康面のこと」は70歳以上で60.3%、「経済的な問題」や「仕事のこと」は30歳代で55%前後と高くなっています。

N = 448

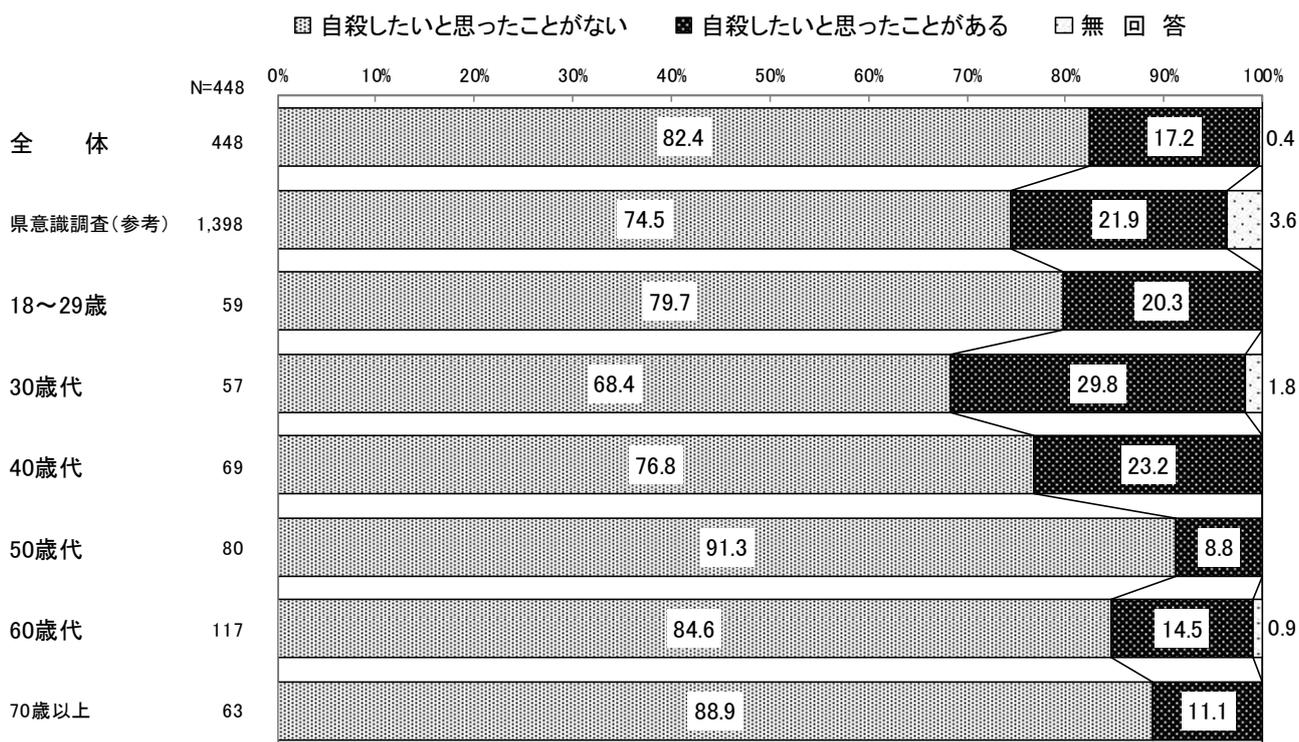
問14 今後の暮らしで心配なこと〔%・複数回答〕



#### 4) 自殺したいと考えたこと

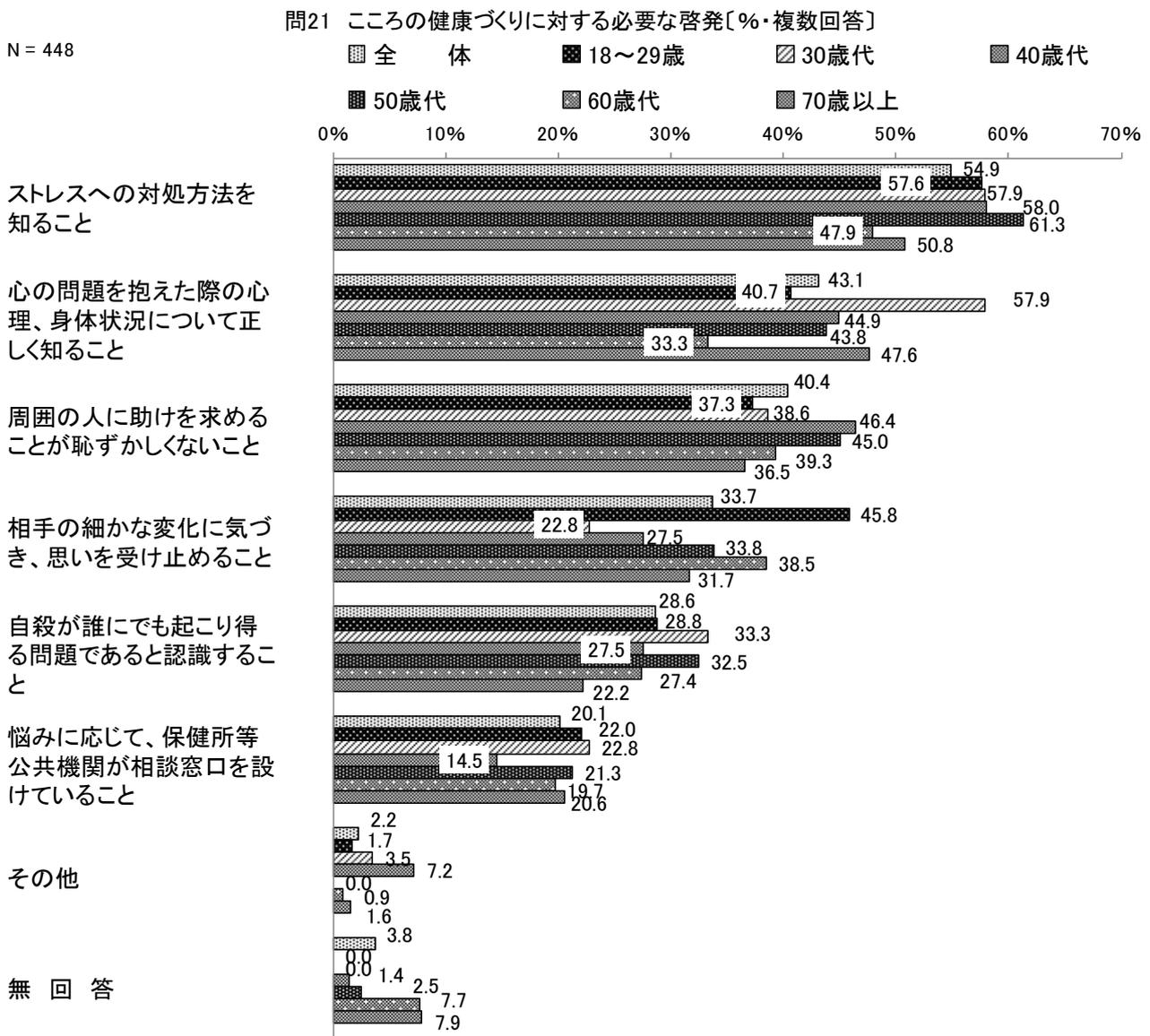
「自殺したいと思っただことがない」が82.4%と大半を占めており、「自殺したいと思っただことがある」が17.2%となっています。「自殺したいと思っただことがある」は、30歳代で29.8%と高くなっています。また、平成30年に群馬県で実施された自殺対策に関する意識調査結果では、「自殺したいと思っただことがある」が21.9%となっており、群馬県よりやや低くなっています。

問16 本気で自殺したいと考えたことがある[%]



### 5) こころの健康づくりを進めるための啓発で必要なこと

「ストレスへの対処方法を知ること」が最も高く54.9%、「心の問題を抱えた際の心理、身体状況について正しく知ること」が43.1%、「周囲の人に助けを求めることが恥ずかしくないこと」が40.4%、「相手の細かな変化に気づき、思いを受け止めること」が33.7%と続いています。「ストレスへの対処方法を知ること」は50歳代で61.3%と高く、「心の問題を抱えた際の心理、身体状況について正しく知ること」は30歳代で57.9%、「周囲の人に助けを求めることが恥ずかしくないこと」は40歳代で46.4%と高くなっています。



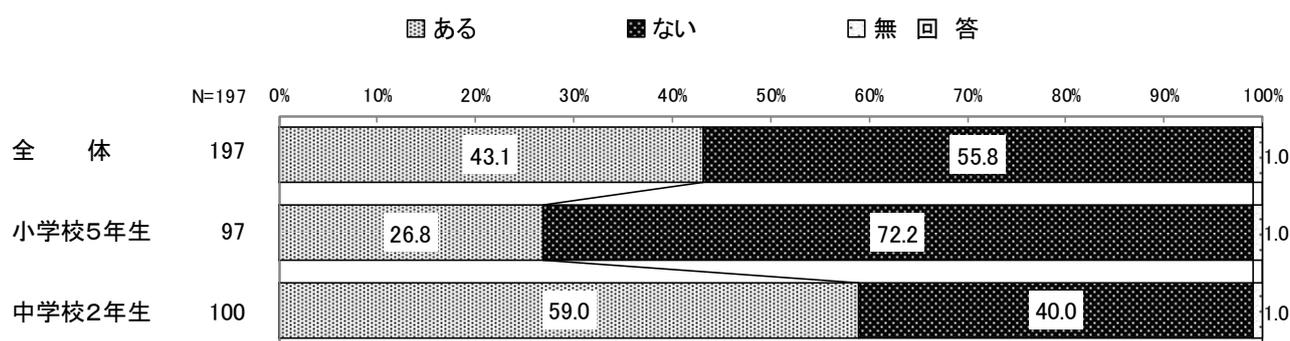
## (2) 小・中学生調査

### 1) 学校で眠くて授業などに集中できないこと

「ない」が55.8%、「ある」が43.1%となっています。「ある」は、中学校2年生で59.0%と小学校5年生の26.8%より高くなっています。

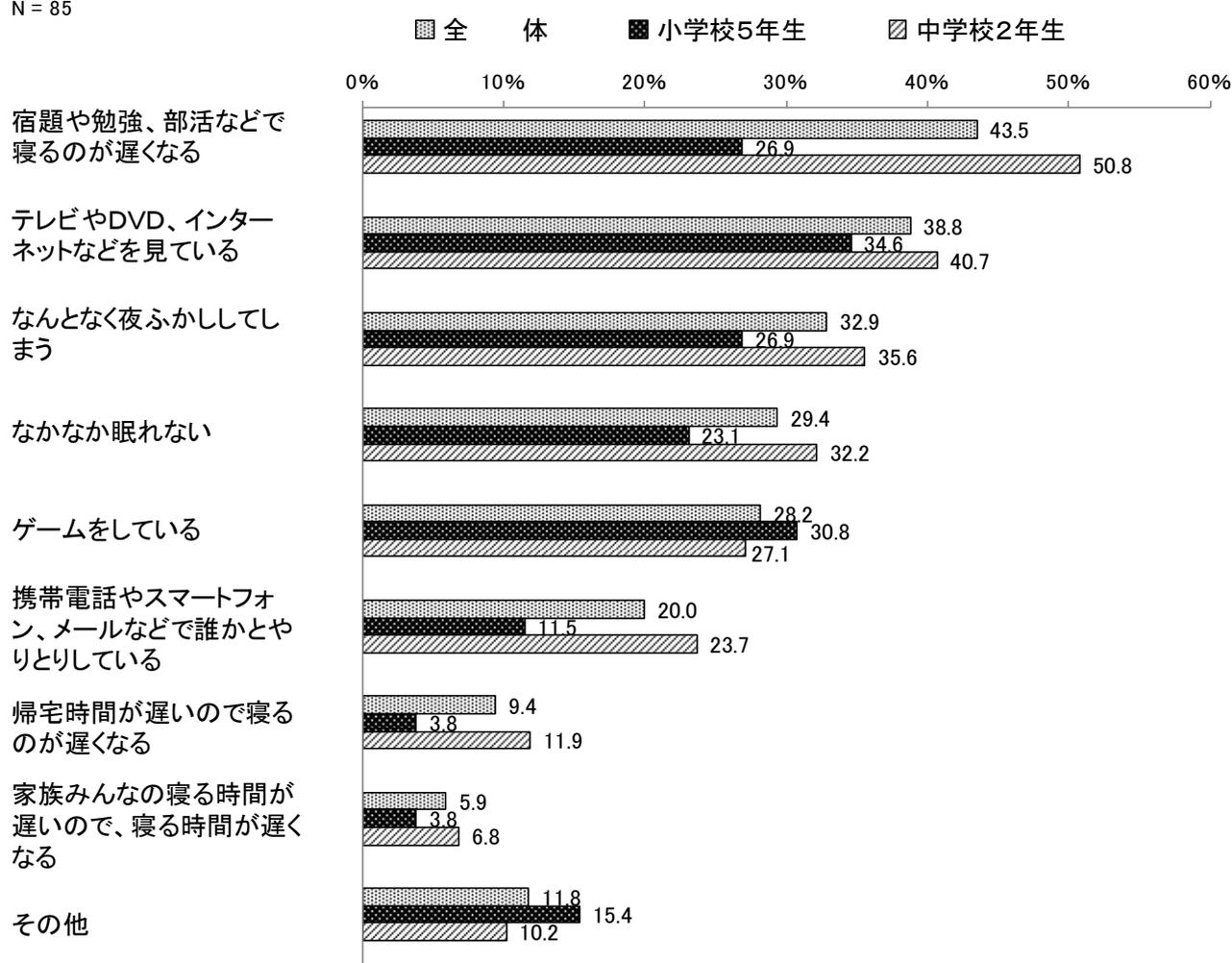
眠いと感じる理由では、「宿題や勉強、部活などで寝るのが遅くなる」が43.5%で最も高く、「テレビやDVD、インターネットなどを見ている」が38.8%、「なんとなく夜ふかししてしまう」が32.9%回答されています。

問9 学校にいるときに、眠くて授業に集中できないこと[%]



問9-1 眠いと感じる理由[%・複数回答]

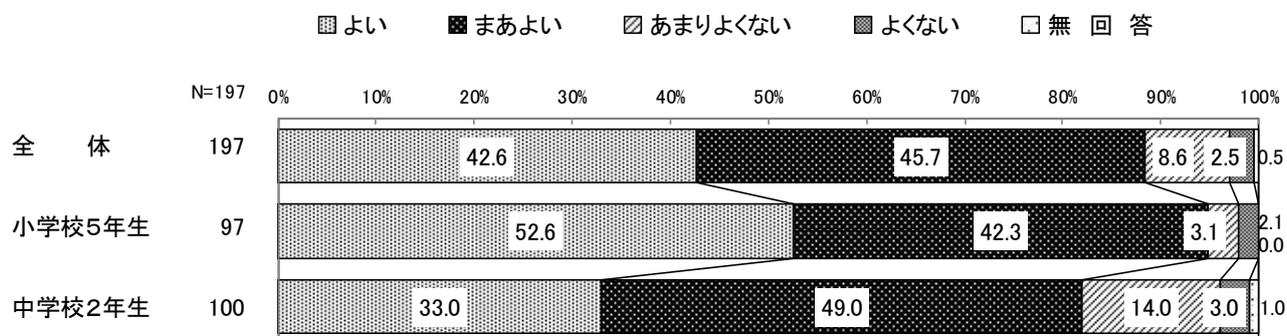
N = 85



## 2) 健康状態とストレス等について

『よい』（「よい」と「まあよい」の計、以下同様）が88.3%と高い割合を占めますが、中学校2年生では「あまりよくない」が14.0%みられます。

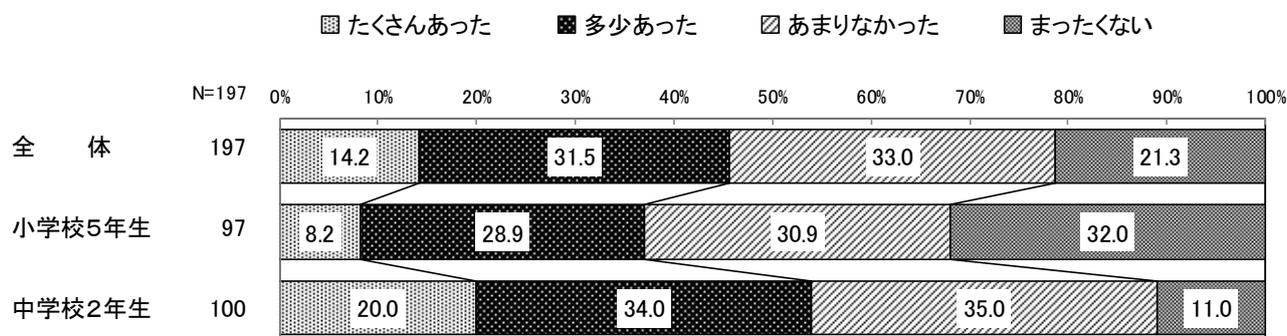
問10 自分の健康状態について[%]



不満や悩み、ストレスを感じることは『なかった』（「あまりなかった」と「まったくくない」の計、以下同様）が54.3%、『あった』（「たくさんあった」と「多少あった」の計）が45.7%となっています。中学校2年生では、「たくさんあった」が20.0%回答されています。

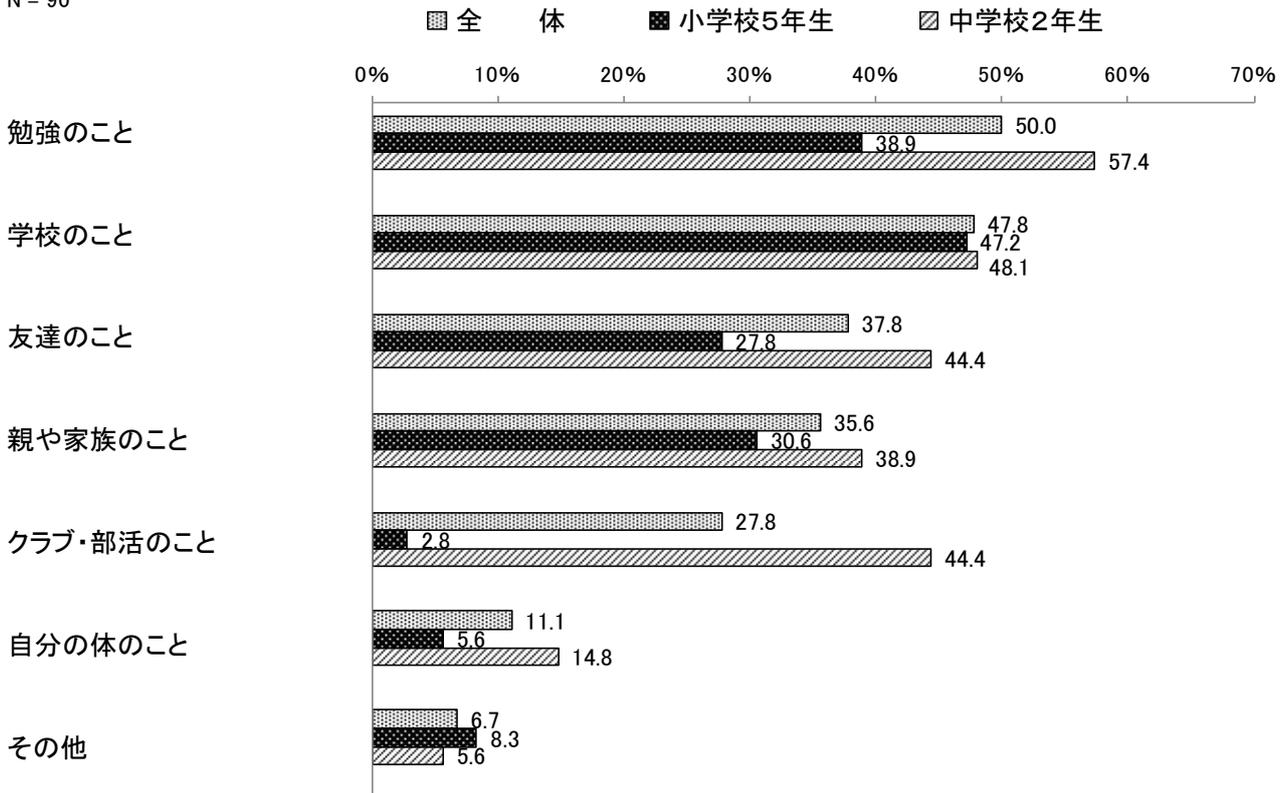
ストレスの内容は、「勉強のこと」が50.0%、「学校のこと」が47.8%と高くなっており、「友達のこと」が37.8%と続いています。

問11 この1か月間に、不満や悩み、ストレスを感じること[%]



問11-1 内容[%・複数回答]

N = 90

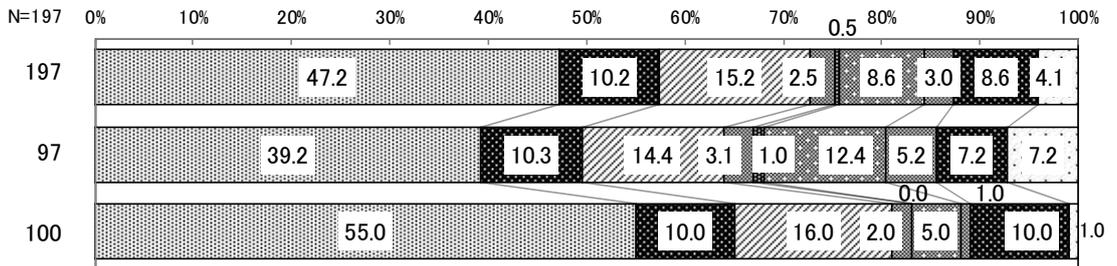


ストレスを感じた時は「趣味や好きなことを楽しむ」が47.2%と最も高く、「ゆっくり休む(寝る)」が15.2%、「スポーツや体を動かす」が10.2%と続いています。

中学校2年生では、「趣味や好きなことを楽しむ」が55.0%と高くなっています。

問12 ストレスを感じた時の対処法[%]

- 趣味や好きなことを楽しむ
- スポーツや体を動かす
- ゆっくり休む(寝る)
- 好きなものを食べる
- 買い物をする
- 友人や家族とおしゃべりする
- 自然とふれあう
- その他
- 無回答



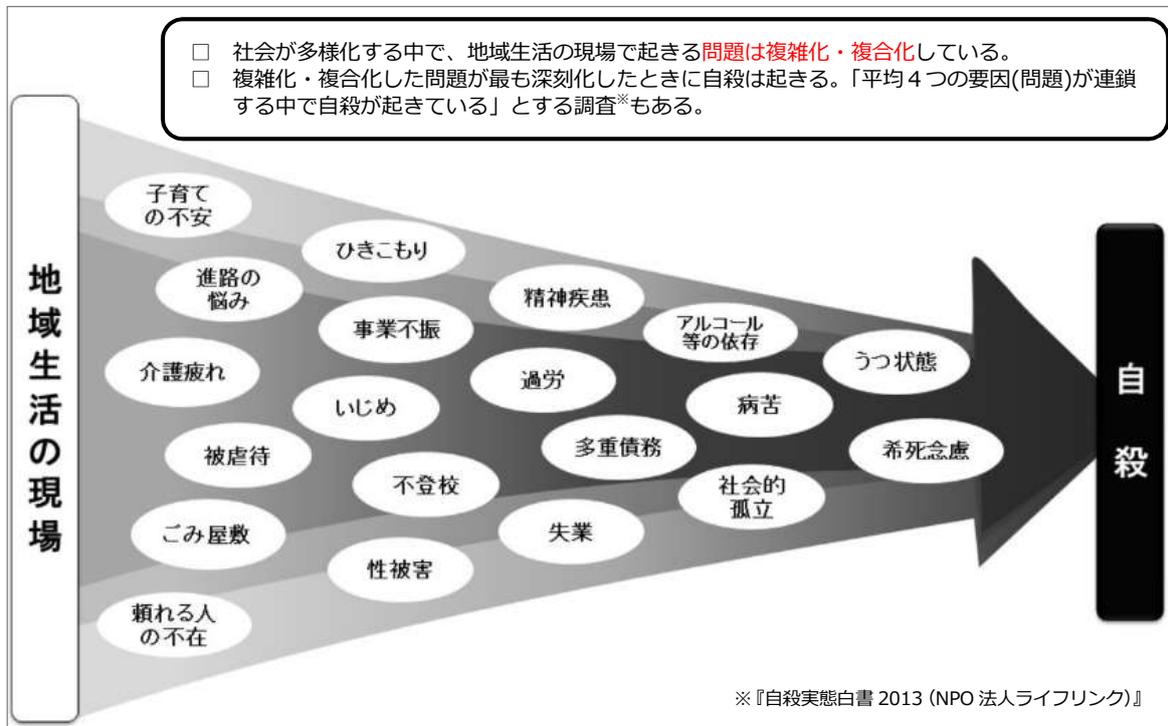
## 4 自殺に対する基本認識

### (1) 自殺のリスク要因

自殺の要因は健康問題が最も多く、直接的な要因として「うつ状態」が多いといわれています。しかしながら、「うつ状態」になるまでには複数の要因が潜在し、連鎖しており、自殺者の多くは平均4つの問題を抱えていると言われていています。また、NPO法人ライフリンクの調査では、職業、年齢、性別等によって、自殺に至る要因の連鎖に特徴があることも指摘されています。

このようなことから、自殺対策に向けて千代田町では自殺要因の分野別・年齢別・段階別の視点をもって、取り組むこととします。

自殺の危機要因イメージ図



### 自殺対策に向けて基本とする視点

#### 【分野別】

- ・健康問題
- ・経済問題
- ・家庭問題
- ・職場問題
- ・学校問題
- ・男女問題

#### 【年齢別】

- ・若年層
- ・中高年
- ・高齢者

#### 【段階別】

- ・事前予防
- ・危機対応
- ・事後対応

## (2) 自殺対策の基本方針

わが国の自殺対策の目指すものは、全ての人がかげがえのない個人として尊重される社会、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現です。その実現に向けた自殺対策の基本方針として、以下の5点が示されています。

### 自殺対策の基本方針

#### 1) 生きることの包括的な支援として推進

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺リスクが高まります。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組を総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

#### 2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけではなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様の連携の取組が展開されています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる人々が、自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

とりわけ、地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度などとの連携を推進することや精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにすることが重要です。

#### 3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

さらに、自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれにおいて強力に、かつそれらを総合的に推進することが重要です。

これは、住民の暮らしの場を原点としつつ、「様々な分野の対人支援を強化すること」と、「対人支援の強化等に必要地域連携を促進すること」、更に「地域連携の促進等に必要社会制度を整備すること」を一体的なものとして連動して行っていくという考え方（三階層自殺対策連動モデル）です。

また、時系列的な対応としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」の、それぞれの段階において施策を講じる必要があります。

加えて、「自殺の事前対応の更に前段階での取組」として、学校において、児童生徒等を対象とした、いわゆる「SOSの出し方に関する教育」を推進することも重要とされています。

#### 4) 実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行うことが重要です。

全ての国民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが必要です。

#### 5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

我が国の自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、国民等が連携・協働して国を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

具体的には、国には「自殺対策を総合的に策定し、実施する」責務があり、地方公共団体には「地域の状況に応じた施策を策定し、実施する」責務があります。また、関係団体や民間団体、企業には、それぞれの活動内容の特性等に応じて「積極的に自殺対策に参画する」ことが求められ、国民にも「自殺が社会全体の問題であり我が事であることを認識し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現のため、主体的に自殺対策に取り組む」ことが期待されています。

**(厚生労働省「市町村自殺対策計画策定の手引」より)**

## 5 現状からみた課題

自殺に係るデータ、アンケート調査・各課局ヒアリングからみられる現状、自殺に対する基本認識から課題を整理します。

### 【事前防止のために】

#### (1) 普及啓発

普及啓発については、自殺予防週間（9月10日～16日）、自殺対策強化月間（3月）等に自殺予防に関する啓発活動を実施しています。自殺や自殺関連事象（疾病や経済問題、人間関係、いじめ等リスクを高める要因）等に関する正しい知識の理解と関心を深めることが重要であるため、様々な場面や機会を活用した普及啓発活動が必要です。

#### (2) 人財育成

自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及啓発とともに、自殺の危険性が高い人の早期発見、見守りへの対応を図るためには、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて関係機関につなぎ、見守るゲートキーパーの役割を担う人財の養成が必要です。（本計画では、熱意や技能を有し、まちづくりを支える原動力の基となる住民や役職員等全ての人々を「人財」という標記を使用しています。）

#### (3) 健康問題・ストレス対策

健康維持・増進に関する事業を実施していますが、自殺の原因・動機として「健康問題」が多く、アンケート調査においてもストレスを感じているという回答が多く、特に30・40歳代で多くみられます。今後もこころと身体の健康を総合的に支援できる体制の整備、取組を強化する必要があります。

#### (4) 子どものストレス対処法に係る教育

いじめの未然防止や若年層へのこころの健康、ストレス解消の対処法に係る取組が学校等において実施されています。今後も社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育（SOSの出し方に関する教育）等を見守りから実施する必要があります。

### (5) 相談窓口の充実

行政等において、各種相談事業、支援策が実施されています。しかし、その情報が住民に十分に認知されておらず、相談窓口としての機能を十分に発揮できていない状況にあります。今後は、地域における相談体制のより一層の充実と相談窓口情報等の分かりやすい発信をしていく必要があります。

また、自殺未遂者への支援として、自殺の再企図リスクが高いと判断された人へ、精神科受診勧奨や次の支援機関へのつなぎを行う必要があります。

### (6) 地域連携の強化とネットワークづくり

町内では、民生委員・児童委員、各種ボランティアなどの協力のもと、地域での見守り活動が行われています。しかし、単独世帯や核家族世帯の増加により、地域とのつながりが希薄な世帯が増える傾向にあることから、今後も地域団体等との協力のもと見守り活動等を実施し、地域ぐるみで自殺防止の取組を進める必要があります。

また、自殺の要因となる複合的な問題のうち、解決可能な問題の支援をするためにも、関係機関、民間団体等との情報共有や一層の連携強化が必要です。また、自殺の防止とともに、大切な人を亡くし、悲しみ・苦しみを抱えている自殺者の親族等への支援も含め、行政と各種相談支援機関などとの連携とネットワークによる体制づくりが必要です。

# 第3章 計画の基本方針

## 1 計画の基本理念

国の理念である「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」を踏まえ、千代田町の自殺対策は、住民一人ひとりが「こころ」と「いのち」を大切にし、地域のセーフティネットに守られ安心して暮らせる「人にやさしい美しいまち」を目指して、自殺対策を推進します。

### 基本理念

**地域のセーフティネットで守られる『人にやさしい美しいまち』**

## 2 基本施策

国の「自殺総合対策大綱」における当面の重点目標（12項目）を踏まえ、千代田町の自殺対策基本施策を示します。

### 基本施策1 住民への啓発と周知

自殺対策が「生きることの包括的な支援」であること、自殺が身近な問題であることなど、自殺対策に関する住民の正しい理解と関心を深められるように、啓発と周知に努めます。

自殺に対する誤った認識や偏見を取り除き、自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて関係機関等につなぎ、見守るという自殺対策における住民一人ひとりの役割等についての意識が共有されるように啓発します。

### 基本施策2 自殺対策を支える人財の育成

自殺対策に係る人財の確保・養成を図るため、幅広い分野で自殺対策の教育や研修等を行います。

ゲートキーパーの役割を広く周知するとともに、ゲートキーパー養成講座を開催し、地域のゲートキーパーの養成を図ります。傾聴ボランティアなど地域で生きる支援活動を担う人財の育成と活動支援を行い、包括的な支援体制の確立を目指します。

### **基本施策3 生きる支援の包括的な推進**

自殺の原因となり得るストレス要因の軽減、ストレスへの適切な対応など、こころの健康の維持・増進をはじめ、職場におけるメンタルヘルスや各種ハラスメント対策など職場環境改善の取組を推進します。

自殺の危険性が高い人の早期発見に努め、必要に応じて確実に精神科医療につながるように支援するとともに、その人が抱える様々な問題・課題に包括的に対応ができるよう精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高め、適切な精神保健医療福祉サービスを利用できるように支援します。

自殺のリスクを低下させるため、相談・支援事業や保健福祉サービスの利用等により「生きることの阻害要因」を減らし、併せて自殺対策に資する居場所づくり等により「生きることの促進要因」を増やし、心身ともに健康に暮らしていけるように、情報提供をはじめ地域における相談・支援、居場所づくりの充実を図ります。

### **基本施策4 地域のセーフティネットの強化**

保健センター、地域包括支援センターでの健康増進や介護予防のための各種事業において、こころの健康に心配のある人やうつ病等の懸念のある人を早期に把握し、必要に応じて早期に相談機関や医療機関につなぐように取り組みます。

地域でアルコール問題や精神障がいのある人の支援、遺族者支援などの活動をしている団体及びその活動などについて、県のこころの健康センターや館林保健福祉事務所の取組と連携して活動団体及び活動状況等の紹介や周知を図ります。

現在、管内で実施している連携会議への参加等により、広域的なネットワークの強化に努めます。

### 3 施策の体系

#### 基本施策 1 住民への啓発と周知

- (1) 自殺実態の把握と自殺に関する啓発の推進
- (2) 相談・支援できる環境づくりの推進

#### 基本施策 2 自殺対策を支える人財の育成

- (1) 自殺予防対策の体制づくり（地域・学校・職場）
- (2) ゲートキーパー等の養成
- (3) 傾聴ボランティア等見守りや自殺対策につながる人財の育成

#### 基本施策 3 生きる支援の包括的な推進

- (1) 健康支援と福祉サービスの推進
- (2) 居場所づくりと見守り活動による支援の推進
- (3) 地域の自殺リスクの低減
- (4) 子ども・若者の自殺対策の推進
- (5) 勤務問題に関する自殺対策の推進
- (6) 地域の自殺未遂者・自殺遺族等の支援

#### 基本施策 4 地域におけるネットワークの強化

- (1) 地域ネットワークによる支援
- (2) 広域ネットワークの強化
- (3) 地域での取組体制の確立

# 第4章 基本施策

## 基本施策1 住民への啓発と周知

### 施策の方向

#### (1) 自殺実態の把握と自殺に関する啓発の推進

自殺の多くは追い込まれた末の死であり、防ぐことのできる社会問題であるという認識の下、一部の人や地域だけの問題ではなく、誰もが当事者となり得る重大な問題であることについて、住民の理解促進を図ります。

また、自殺に対する誤った認識や偏見を取り除くとともに、自殺に関する正しい理解と関心が深まるよう、広報活動、教育活動等を通じて、理解促進と普及啓発を行います。

普及啓発活動に活用するリーフレットの作成と配布、住民向け講演会の開催、自殺予防週間や夏祭り等のイベント時での啓発グッズの配布、日常的な保健福祉活動や住民活動の中での心の健康づくりや自殺予防に関する情報提供を積極的に行います。

自殺予防週間（9月10～16日）、自殺対策強化月間（3月）についての啓発と、自殺予防週間や自殺対策強化月間を契機として住民への啓発活動を行います。

啓発及び周知方法については、町広報紙での特集及び町ホームページやケーブルテレビ等を活用し、継続的に啓発・周知します。

また、千代田町では、群馬県や厚生労働省等から提供されたデータ等に基づき、自殺の実態を把握し、経年的に整理し、各種施策の実施に活かしていきます。

#### (2) 相談・支援できる環境づくりの推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。この現実や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であることを積極的に普及啓発します。

自分の周りにいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、見守っていくという啓発事業を展開します。

よりそいホットラインやこころの健康相談統一ダイヤル、町の健康ダイヤル等相談機関について周知します。

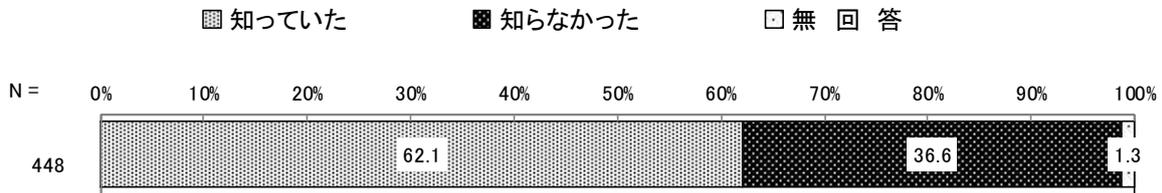
## 主な施策・事業

事業・取組	施策の内容	担当課等
<b>(1)自殺実態の把握と自殺に関する啓発の推進</b>		
自殺予防週間(9月10～16日)・自殺対策強化月間(3月)での啓発事業	リーフレットの毎戸配布、役場及び関係機関でのポケットティッシュの配布、ポスターの掲示、町作成のカレンダーに掲載する。	住民福祉課
自殺対策等に関する普及啓発事業	自殺対策やメンタルヘルスに関する掲示やパンフレット・啓発物品を配布する。	住民福祉課
行政の情報提供・広聴に関する事務(広報等による情報発信)	行政に関する情報・生活情報の掲載と充実を図る。町ホームページ、新聞社、ケーブルテレビによる情報発信を行う。併せて、町広報紙を活用した啓発を行う。	総務課
役場庁舎、各種出先機関における掲示等	行政情報コーナーの運営に必要な掲示等を行う。	総務課
リーフレット等の配布	訪問時等、必要に応じてうつ予防に関するリーフレットを配布し、知識の普及啓発を図る。	健康子ども課
<b>(2)相談・支援できる環境づくりの推進</b>		
相談機関の周知	パンフレット等に相談できる場所を記載し、相談機関の周知を図る。	住民福祉課
一般住民・児童生徒への意識調査(アンケート調査)の実施	平成30年度に小学5年生・中学2年生約200人及び一般住民1,150人前後への自殺対策に関するアンケートを実施した。計画の見直しにあわせて適宜意識調査を実施する。	住民福祉課
こころの健康相談及び館林保健福祉事務所での相談活動の周知	こころの健康相談等について周知を図る。	健康子ども課

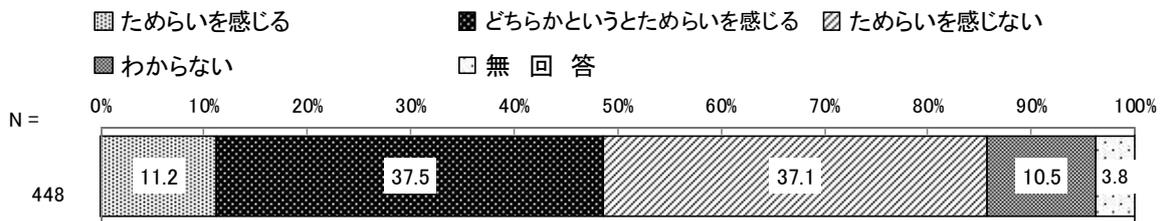
## 地域の声・気づき

### 自殺者数の動向や相談などについて(アンケート調査より)

問15 毎年、自殺者が多いことの認知[%]



問11 相談や助けをもとめることへのためらい[%]



死に至るまでに何か支援があれば死なずにすんだと思うことが多い。特に、子ども・若い人は周囲に相談せずに死に至るケースが多く、残された家族もつらい思いをする。

24時間つながる相談の電話番号があるのでPRしよう。身近な町内での相談、少し離れた保健福祉事務所で相談できることを周知する。

みんなの声

親身になって聞いてあげれば、うまくいくのではないかな。

普段どこに相談すればよいか、もっと周知してほしい。わかりやすく説明して簡単に受けられるようにしていくことが大事だ。



## 基本施策2 自殺対策を支える人財の育成

### 施策の方向

#### (1) 自殺予防対策の体制づくり（地域・学校・職場）

保健師や担当職員等が自殺対策に関する研修へ参加することにより、推進や対応に関する資質の向上を図ります。また、地域で保健や食育、介護予防などに関わっている方に、地域での見守りや自殺予防の大切さを啓発し、日々の活動に活かしてもらえるように努めます。

介護や支援が必要な高齢者や障がい者を支援する家族・地域の人を含めた支援者の活動を支援し、自殺対策に関する啓発を行い、地域で自殺を防ぎ、見守る人財の養成を図ります。

民生委員・児童委員やボランティアなど、地域で自殺対策に取り組む人・団体等の活動を支援するとともに連携を深め、包括的な支援の体制づくりに取り組みます。

様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対する「早期の気づき」が重要であり、地域の中で、誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、研修の場づくりを推進します。

#### (2) ゲートキーパー等の養成

自殺や自殺関連事象（疾病や経済問題、人間関係、いじめ等リスクを高める要因）等に関する正しい知識を普及啓発し、「ゲートキーパー」などの役割を担う人財を育成するため、養成講座を幅広い分野で継続して開催し、自殺対策に係る人財の確保、養成、資質の向上に努めます。

ゲートキーパーについて周知を図り、ゲートキーパー養成講座を開催し、民生委員・児童委員などの関係団体や町職員の受講を促進し、計画的に関連団体等を通して、講座開催について周知を図り、多くの住民の受講を促進します。

#### (3) 傾聴ボランティア等見守りや自殺対策につながる人財の育成

傾聴ボランティアや見守りボランティアの育成を図りながら、地域での活動は、見守りにつながっていることから、傾聴ボランティアをはじめ各種ボランティア養成講座を開催し、地域での見守りと自殺対策活動が推進されるように活動を支援します。

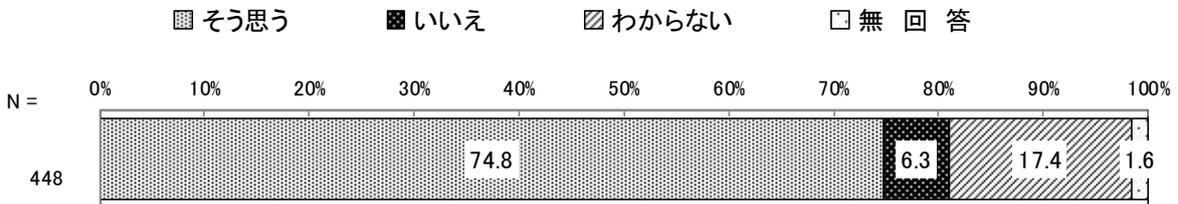
## 主な施策・事業

事業・取組	施策の内容	担当課等
<b>(1) 自殺予防対策の体制づくり(地域・学校・職場)</b>		
町職員の研修事業	町職員研修において、人権に関することや自殺対策に関する内容を取り入れる。	総務課
地域保健スタッフの資質向上の取組	自殺対策に関する研修会への保健師や担当職員の参加を促進し、職員等の資質向上を図る。 介護予防や食育などの活動に関わっている人に、自殺対策等への研修への参加を促進するとともに、地域での活動の中で啓発機会を確保する。	住民福祉課 健康子ども課
<b>(2) ゲートキーパー等の養成</b>		
ゲートキーパー養成講座	ゲートキーパー養成講座を開催し、住民の受講を促進する。民生委員・児童委員などの関係団体や町職員をはじめとして、計画的な講座開催と受講者の増大を図る。 受講者へのアンケートを行い、理解度等を把握する。	住民福祉課
介護予防地域活動支援の担い手・地域コーディネーターの育成	介護予防事業や生活支援体制整備事業の担い手等の研修において、地域のセーフティネットの重要性を啓発し、ゲートキーパー養成講座や自殺予防に関する内容を取り入れる。	地域包括支援センター
<b>(3) 傾聴ボランティア等見守りや自殺対策につながる人財の育成</b>		
認知症サポーター養成講座	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成する。	地域包括支援センター
傾聴ボランティア養成と活動支援	継続して傾聴ボランティアの育成と活動を支援する。傾聴ボランティアの研修において、ゲートキーパー養成講座や自殺予防についての内容を取り入れる。	住民福祉課 社会福祉協議会
各種ボランティア育成・活動支援	見守りや住民参加型福祉サービスの担い手、手話等各種ボランティアの育成に努め、自殺予防やボランティア等の人財確保と養成を図る。	住民福祉課 社会福祉協議会

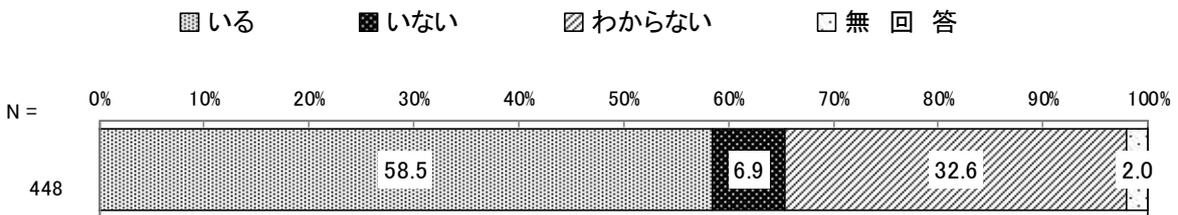
## 地域の声・気づき

### 悩みを相談できる人、場所等について(アンケート調査より)

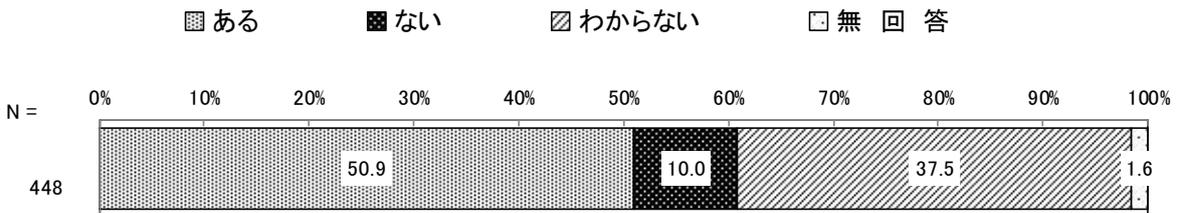
問13-1 不安や悩みを受け止め耳を傾けてくれる人がいる[%]



問13-3 災害があった時に頼れる人がいる[%]



問13-4 介護や支援が必要になったら相談する所がある[%]



周りに悩んでいたり困っている人がいたら、知識を持った専門のところにつなげてほしい。  
事前に相談していれば死ななくてよかったと思うことが多いので、その人のおかれている状況・トラブルに応じて適切に案内してもらえるとよい。

心配事のない人はいない。他人には些細なことでも本人にとっては大きいので、寄り添って相談に対応していきたい。

ゲートキーパー手帳を携帯して、相談を受けたら、相談先の行政機関等を紹介している。

みんなの声

気づくこと、話をよく聞くことが大切だと思う。個人では対応に限界もあり、地域一人ひとりで気づくことが大事だと思う。



## 基本施策3 生きる支援の包括的な推進

### 施策の方向

#### (1) 健康支援と福祉サービスの推進

住民のライフステージに応じた心身の健康づくり支援、母子保健、生活を支える福祉サービス、人権擁護支援等を推進し、生きる支援に資する施策を推進します。

#### (2) 居場所づくりと見守り活動による支援の推進

自殺の原因となり得る様々なストレスについて、ストレス要因の軽減、ストレスへの適切な対応などができるよう、地域・家庭・学校におけるこころの健康づくりの支援や居場所づくりを推進します。

#### (3) 地域の自殺リスクの低減

「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組として、様々な施策の連携と相談支援を連携して、地域の自殺リスクの低減を図ります。

生活困窮者は多様かつ広範な問題を、複合的に抱えていることが多く、経済的困窮に加えて関係性の貧困があり、社会的に孤立しやすい傾向があります。このため、自殺を認識した上で、効果的な生活困窮者支援対策が、生きることの包括的な支援となるよう取り組みます。

#### (4) 子ども・若者の自殺対策の推進

「生きることの包括的な支援」として「困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられる」ということを目標に、学校の教育活動として位置づけ、児童生徒のSOSの出し方に関する教育を推進します。

子ども・若者の成長段階に対応し、居場所づくりや体験活動等の取組を推進します。

#### (5) 勤務問題に関する自殺対策の推進

職場におけるこころの健康づくりの推進と職場環境の改善を働きかけます。

長時間労働の是正、ワーク・ライフ・バランスの確保、職場におけるメンタルヘルス対策、各種ハラスメント防止などについて、町内の商工関係機関等と連携し、職場環境の向上に係る取組を推進します。

#### (6) 地域の自殺未遂者・自殺遺族等の支援

自殺未遂者への支援、遺された人への支援に関する対策を推進します。

## 主な施策・事業

事業・取組	施策の内容	担当課等
<b>(1)健康支援と福祉サービスの推進</b>		
在宅重度心身障がい児者見舞金支給	見舞金を支給することによって、福祉の増進を図ることを目的に身体障害者手帳【1級(肢体不自由、内部障がい)】又は療育手帳【A】を交付されている人、障害年金1級又は特別児童扶養手当【1級】を受給している人に対し、12月に1人あたり1万円を支給する。	住民福祉課
特定疾患等患者見舞金支給	特定疾患等の患者とその家族の福祉の増進を図ることを目的に特定疾患又は小児慢性特定疾病の受給者証を持つ者に対し、半年に1人あたり1万8,000円を支給する。	住民福祉課
福祉医療費の給付	健康管理の向上に寄与できるよう、身体障害者手帳【1・2・3級】又は療育手帳【A・B1・B2】を交付されている人、障害年金1級又は特別児童扶養手当【1級】を受給している人に対し、医療費の自己負担分(保険適用分)を助成する。	住民福祉課
障がい福祉サービスに関する事務	障がい福祉サービスを誰もが適切に利用できるよう、サービス内容や利用手続き等の情報提供に努める。障がい福祉・介護給付、訓練等給付を行う。	住民福祉課
特別障害者手当等支給事務	精神・身体に重度障がいがあり常時介護を必要とする人への手当の受付、県への進達を行う。	住民福祉課
介護保険サービスに関する事務	要介護高齢者が必要な介護保険サービスを利用できるよう、認定・給付を行う。	住民福祉課
児童扶養手当支給事務	児童扶養手当の支給に伴う受付、県への進達を行う。	住民福祉課
ひとり親家庭等医療費助成事務	ひとり親家庭等医療費の助成を行う。	住民福祉課
障がい者向けガイドブック作成事業	障がい者やその家族に対して、各種福祉制度の概要や手続き方法などを紹介するガイドブックを作成・配布することにより、障がい者がその有する能力や適性、ライフステージに合わせて適切なサービスを利用できるよう情報を提供し、その在宅生活の質の向上や社会参加の促進等を図る。	住民福祉課
家族介護慰労金支給事務	在宅の寝たきり高齢者又は重度認知症高齢者の介護者に、介護手当を支給し、介護の労をねぎらうとともに、寝たきり高齢者等の福祉の増進を図る。	地域包括支援センター
寝たきり高齢者等理髪・美容サービス事業	在宅の寝たきりの高齢者に対して、理髪サービス又は美容サービスを行い、保健衛生の向上及び福祉の増進を図る。	地域包括支援センター
権利擁護支援の推進	福祉サービス等の相談受付及び成年後見人制度利用者の相談受託等を行う。	地域包括支援センター

事業・取組	施策の内容	担当課等
母子保健の推進	妊娠届を受理し、母子健康手帳の交付時に妊婦との面談を行うとともに、妊婦健康診査を行う。	健康子ども課
認定こども園の運営	東西地区それぞれに認定こども園を設置し、子育て支援及び育児に悩む保護者の支援を行う。	健康子ども課
一時預かり事業	東西地区それぞれの認定こども園において、乳幼児を保育する家庭が、育児疲れや冠婚葬祭等により一時的に保育することが困難となった場合に、一時的に保育を行う。	健康子ども課
母子保健事業(新生児訪問指導)	新生児訪問指導及び乳幼児健康診査を行う。	健康子ども課
母子保健推進活動	乳幼児健診未受診者への受診勧奨や母子保健の各制度の周知を図る。	健康子ども課
精神保健(精神障がい者の早期発見・早期治療・社会復帰促進)	精神障がい者の早期発見・早期治療・社会復帰促進のため、専門医・保健師による相談を実施する。	健康子ども課
精神保健(困難事例対応精神障がい者と家族への個別支援の充実)	困難事例対応精神障がい者(疑いを含む)及びその家族への個別支援の充実を図る。	健康子ども課
生活習慣病予防	保健指導、健診結果相談会を実施する。	健康子ども課
乳幼児健診、幼児相談、療育相談	乳幼児期に多い離乳食や子育て、言葉の遅れなどの悩みに対応する。個別通知、広報紙や町ホームページ、町カレンダー等に掲載し、周知を図る。	健康子ども課
町営住宅使用料滞納整理対策	町営住宅の滞納使用料の効率的収納と自主納付を促進し、住宅使用料収納率の向上を図る。町営住宅入居者の現状・生活状況の把握を行い、必要に応じて関係課につなぐ。	都市整備課
生活福祉資金貸付	低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるため、それぞれの世帯の状況と必要に合わせた資金、費用等の貸付けを行う。	社会福祉協議会
あんしん福祉サービス事業	高齢者・障がい者・産前産後の妊産婦を対象とした、町内に居住する協力会員の戸別訪問による買い物代行、外出付き添い、ごみ出し支援等の清掃事業を行う。	社会福祉協議会
生活一時資金貸付事業	住民の生活安定のため、差し迫って必要とする生活資金を、迅速かつ低利で貸し付けを行う。	社会福祉協議会
母子・父子家庭等たすけあい資金貸付事業	日常生活において緊急、一時的に必要とする小口資金の貸付に必要な貸付原資を母子寡婦福祉会に貸し付け業務を委託する。	社会福祉協議会

事業・取組	施策の内容	担当課等
(2)居場所づくりと見守り活動による支援の推進		
地域子育て支援拠点事業	子育てに関する相談の実施、子育て支援に関する情報提供、子育てに関する講習等を実施する。	住民福祉課
地域見守り活動事業	町と住民の生活に密着した企業等(新聞、食料品配送業など)が相互に協力して、地域における見守り活動を行う。	住民福祉課
避難行動要支援者避難支援等事業	災害時に自力避難が困難な要介護者や重度の身体障がい者等について名簿を作成し、自主防災組織、消防や警察等の避難支援等関係者と情報を共有することで、地域ぐるみでの避難支援体制を確立する。	住民福祉課
生きがい施策(老人クラブへの活動助成)	老人クラブ(地域在住の60歳以上の住民が健康づくりや仲間づくりを目的に集まった団体)への活動の支援を行う。	住民福祉課
民生委員・児童委員事務	民生委員・児童委員による地域の相談・支援等の実施を行う。	住民福祉課
介護予防事業への参加促進	地域包括支援センターを中心に介護予防に取り組み、高齢者の介護予防に対する意識啓発を行う。	住民福祉課 地域包括支援センター
ひとり暮らし高齢者等支援施策	民生委員・児童委員によるひとり暮らし高齢者等の見守り活動を行うとともに、町ボランティア連絡協議会の協力による給食サービス事業を行う。	住民福祉課 社会福祉協議会
認知症支援事業	保健師、社会福祉士の資格を有する者が、認知症の可能性のある人を把握・訪問し、状態に応じて適正な医療や介護サービスにつなげる。また、必要に応じて認知症疾患医療センターのアウトリーチチームと協働して、認知症の人とその家族の支援を行う。	地域包括支援センター
高齢者単身生活者見守り事業	6月1日を基準とした70歳以上の高齢者宅の見守りを行う。	地域包括支援センター
両親学級	出産を控えた妊婦やその家族を対象に、妊娠中の過ごし方や出産、産後の赤ちゃんのお世話などについて、友達作りをしながら学べる教室を開催する。	健康子ども課
新生児訪問(こんにちは赤ちゃん事業)	新生児訪問により、発育、栄養、生活環境、疾病予防などの育児指導を行う。また、育児に関する不安や悩みの傾聴、乳児及び保護者の心身の健康を促せるよう支援する。	健康子ども課
虹の会の読み聞かせ	月に1回、児童やその保護者らを対象に読み聞かせ活動を行っている。終了後に折り紙やペーパークラフトなどを実施する。	図書館

事業・取組	施策の内容	担当課等
子どもの安全・安心パトロール事業	学校の登下校時に子どもたちが事件・事故に巻き込まれないようにボランティアによるパトロールを行う。	町民プラザ
児童センター運営事業	児童に健全な遊び及び運動を通して、その健康及び体力を増進し、情操を豊かにすることを目的とする児童センターを運営し、児童福祉の増進を図る。(児童センターの管理は指定管理者である千代田町社協に委託)	社会福祉協議会
能力活用センター(シルバー人材センター)の活動支援	地元の公共団体、企業、家庭等からの除草、除草剤散布、植木剪定などを請け負う。	社会福祉協議会
入浴事業	地域に居住する 60 歳以上の高齢者に対し、敬老の意を表するとともに、高齢者の生きがいづくりの促進と健康増進を図るため、総合福祉センターにて無料で利用できる券を交付する。	社会福祉協議会
総合福祉センター利用者送迎ワゴン車運行事業	総合福祉センターを利用される方を対象に運行経路、停留所を整備し無料で送迎を行う。	社会福祉協議会
<b>(3)地域の自殺リスクの低減</b>		
生活保護施行に関する事務(町村事務に関する)	就労支援・医療ケア相談・高齢者支援など保健福祉事務所の援助業務を行う。	住民福祉課
障がい福祉計画	障がい者計画及び障がい福祉計画の進行管理を行うとともに、次期障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定を行う。	住民福祉課
障がい者相談支援体制の充実	指定特定相談支援事業所の増加及び相談支援専門員の資質向上に取り組む。また、地域相談支援体制の整備、充実を図る。	住民福祉課
女性のための法律相談	千代田町、大泉町、邑楽町在住の様々な問題を抱える女性に対し、相談しやすいよう女性弁護士による法律相談を実施する。	住民福祉課
町健康ダイヤル	医師、保健師、看護師等による 24 時間年中無休の電話健康相談サービスでメンタルヘルスの相談を実施する。	住民福祉課
障がい者虐待防止の対応	障がい者虐待に関する通報・相談窓口の設置を図る。	住民福祉課

事業・取組	施策の内容	担当課等
介護相談	電話や窓口で介護を要する高齢者に係る相談や利用しているサービスに係る相談などを受ける。	住民福祉課 地域包括支援センター
地域包括支援センターの運営	地域包括支援センター運営協議会・ケア会議を開催する。	地域包括支援センター
高齢者虐待防止の対応	高齢者虐待に関する通報・相談窓口の設置を図る。	地域包括支援センター
徴収の緩和制度としての納税相談	住民から納税に関する相談を受け付ける。	財務課
健康増進計画推進事業	計画の推進、計画の周知・広報を行う。	健康子ども課
千代田要保護児童対策地域協議会の設置	関係団体と連携して、児童虐待を未然に防止する体制を整備する。	健康子ども課
質問票を利用した産後うつに対する質問の実施	産後の母子の家庭訪問時、産後うつ病質問票に準じた質問を行い、チェックを行う。	健康子ども課
産婦訪問(新生児訪問)	産婦訪問(新生児訪問)時、産後うつ早期発見のためのアセスメントを実施する。	健康子ども課
産後ケア事業	出産後、母親が安心して子育てができるように、医療機関等に委託した看護師、助産師による授乳指導や育児相談、母子のケアを受けることで、産後の育児不安解消や産後うつを予防する。	健康子ども課
母子保健(乳児家庭全戸訪問事業)	地域子育て見守り事業(乳児のいる家庭を訪問し相談・情報提供を実施)を行う。	健康子ども課
相談支援と相談窓口業務の連携	相談内容と担当所管を明確にした対応マニュアルを作成し、相談や窓口業務に活用する。「つなぎシート」の活用を検討し、相談への対応が庁内で円滑に対応できるように努める。	住民福祉課 健康子ども課
妊婦訪問、妊婦全戸訪問事業	妊娠中、産後に保健師が家庭訪問を行い、母体の健康管理や精神面の相談、子育て情報の提供等保健相談を行う。	健康子ども課
こころの健康相談	年4回、精神科医による面接によりこころの健康相談を実施する。	健康子ども課
公園施設の安全確保と巡回活動	公園施設の安全確保と巡回活動を行う。	都市整備課
学校保健事業	学校保健安全法に基づき、児童生徒及び職員の健康増進に向けた各種事業を行う。(定期健康診断、就学時健康診断等)	教育委員会
生活困窮者制度事業	経済的な悩みとともに、生活上の困難を抱えた方の相談に応じ、一緒に考えながら、継続的に支援を行う。	社会福祉協議会
生活困窮者自立支援事業(自立相談支援事業)へのつなぎ業務	自立相談支援事業、住居確保給付金、一時生活支援事業、子どもの学習支援事業等へのつなぎ業務を行う。	社会福祉協議会

事業・取組	施策の内容	担当課等
<b>(4)子ども・若者の自殺対策の推進</b>		
子どもの居場所づくり(児童館、児童センターの設置)	地域の児童に健全な遊びの場を提供し、その健康を増進し、情操を豊かにするため児童館、児童センターを設置し、子どもの居場所づくりを行う。	住民福祉課
児童生徒の心のケアシステム推進	スクールカウンセラーの配置及び適応指導教室指導員の配置を行い、児童生徒及びその保護者の相談に対応する。各学校では、教育相談主任を中心として、スクールカウンセラーや相談員、適応指導教室指導員の活用を通して教育相談機能の充実を図る。また、必要に応じてスーパーバイザーやスクールソーシャルワーカーを要請し、支援する。	教育委員会
教育相談機能の充実	各学校において、教育相談主任、スクールカウンセラー、町採用の相談員が中心となり、児童生徒及びその保護者がより相談できる体制を整える。また、適応指導教室においても、指導員が中心となり、相談体制を強化する。同時に、教職員が児童生徒への共感的理解に基づいて信頼関係を丁寧に築き、児童生徒が将来において希望や目標を持てる指導を行う。	教育委員会
小、中学校生徒指導担当者会議	各学校の生徒指導担当教諭が参加し、町教委担当から問題行動やいじめ問題、不登校問題等についての情報提供を行うとともに、情報交換や協議等を行い、問題の未然防止に努める。	教育委員会
校長会、生徒指導部会、教育相談関係者地域連携会議における伝達、確認	校長会、生徒指導部会、教育相談関係者地域連携会議において、県教委からの資料等を活用し、自殺の未然防止、生徒指導上の留意事項、長期休業前後の指導上の留意点について伝達、確認、指導を行う。	教育委員会
生徒指導部会、教育相談関係者地域連携会議における研修	生徒指導部会、教育相談関係者地域連携会議において、各学校の現状や対策等について話し合い、生徒指導体制や教育相談体制の充実を図るとともに、対策や体制づくりへの指導、助言を行う。	教育委員会
情報モラル講習会	各学校がそれぞれの学校の実態に合わせて、児童生徒や保護者、教職員を対象とした講習会を行う。	教育委員会
千代田サミットいじめ防止対策委員会	各学校で、それぞれの学校の実態に応じて、児童生徒主体によるいじめ防止活動を推進する。	教育委員会
就学援助に関する事務	経済的理由により、就学困難な児童・生徒に対し、給食費・学用品等を補助する。	教育委員会

奨学金に関する事務	奨学金に関する事務を行う。	教育委員会
子どもの居場所づくり(適応指導教室の設置)	各学校に登校できない児童生徒に対し、学習、相談できる場として適応指導教室を設置し、子どもの居場所づくりを行う。	教育委員会
放課後子ども教室事業	学校施設の一部を活用して放課後の安全かつ安心な児童の活動拠点を設け、児童に学習、体験活動、交流活動等を実施する。	町民プラザ
地域未来塾事業	家庭での学習が困難な中学生や学習習慣が十分身につけていない中学生に対して地域と学校の連携、協働による学習支援策として実施する。	町民プラザ
青少年健全育成パトロール事業	青少年の非行防止、健全育成を図るための街頭補導、青少年健全育成のための広報啓発活動等を行う。	町民プラザ
<b>(5)勤務問題に関する自殺対策の推進</b>		
メンタルヘルス対策研修	全町職員を対象にメンタルヘルス対策研修を実施する。	総務課
ストレスチェック	全町職員を対象にストレスチェックを実施し、高ストレスと認定された町職員に対し、希望により産業医による面談を実施する。	総務課
産業医による健康面談・職員相談	産業医による健康面談、職員相談を実施する。	総務課
職員の健康管理事務	職員の心身健康の保持、健康相談、健診後の事後指導(産業医、職員共済組合)を行う。	総務課
中小企業資金融資	低金利の融資の周知、信用保証制度を利用した中小企業者に対する保証料補助を行う。	経済課
経営者に対する相談体制の充実	中小企業経営者の経営改善を図るため、商工団体が実施する巡回及び窓口の指導を支援する。倒産の未然防止及び再建円滑化を図るため、商工会が実施する相談及び指導を支援する。	経済課
中小企業経営相談事業	中小企業が抱える経営、技術などの課題について、町商工会と連携しながら、中小企業診断士や会計士などの専門家を派遣し、課題解決のサポートを行う。	経済課
メンタルヘルス対策事業	各学校の職員に対し、ストレスチェックを行い、必要に応じて面談等を行う。	教育委員会
学校職員ストレスチェック事業	労働安全衛生法に基づき、学校職員等のストレスチェックを実施し、メンタル不調の未然防止を図る。	教育委員会
<b>(6)地域の自殺未遂者・自殺遺族等の支援</b>		
県・広域連携による民間団体や家族会等の情報提供	県や管内市町と連携して、残された遺族等への支援について、情報提供等を行う。	住民福祉課

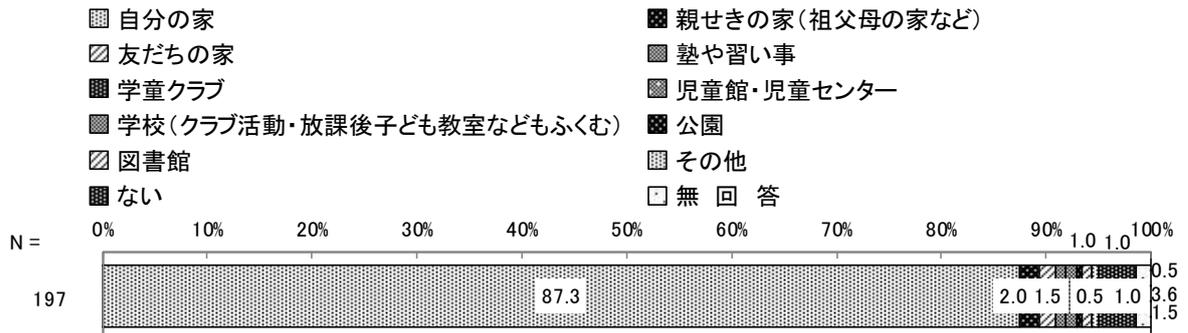
## 地域の声・気づき

### 子どもの居場所等について(アンケート調査より)

問13 家族に悩みごとを相談する〔%〕



問18 一番ほっとできる居場所〔%〕



3世代交流をメインにして、地域の中で交流する場を意図的に大事にしている。気楽に集まれて楽しいと思える居場所を増やしていこう。

職場でも、周りが気にしてフォローしていくことが大事だ。

学校教育では、いじめの早期発見・早期解決があげられる。小さいいじめも見逃さないという姿勢で、各学校でいじめ問題に取り組んでいる。また、子ども達が学校で気軽に悩みを相談できるように、各学校にこころの教育相談員を配置している。親の心の安定が子どもの安定につながっていると感じている。

子どもには、居場所づくり、子どもたちの人間関係をよくする、自尊感情を育てることを大事にしている。



## 基本施策4 地域におけるネットワークの強化

### 施策の方向

千代田町自殺対策計画を策定し、計画に基づき各種施策を推進するため、地域の人財・資源を把握し、また様々な分野の取組を密接に連携させ、自殺対策を地域づくりとして実践的に取り組む体制の確保に努めます。

自殺者や遺族のプライバシーに配慮しつつ、自殺に関する情報収集や自殺対策の推進に資する調査研究等に取り組むとともに、その結果を自殺対策の各種事業・取組に活かします。

住民、関係団体、民間団体、企業等が連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが求められています。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みの構築を目指します。協議会や会議の開催のみではなく、地域や自殺対策の現場で具体的な連携を図る機会と場を提供します。

#### (1) 地域ネットワークによる支援

地域で自殺対策に関する活動を行っている団体等の活動を支援するとともに、連携を強化し、各種施策を推進します。

ネットワーク推進協議会において、地域での連携・調整を図りながら、各種施策を推進します。

#### (2) 広域ネットワークの強化

県こころの相談センターや館林保健福祉事務所、管内の消防署・警察署、近隣市町との連携を図ります。

#### (3) 地域での取組体制の確立

千代田町自殺対策計画を策定し、計画に基づき各種施策を推進します。地域での見守り活動を担う人財の把握・育成と各分野での生きる支援の施策を連携させ、自殺対策を地域のセーフティネットづくりとして取り組む体制の確保に努めます。

## 主な施策・事業

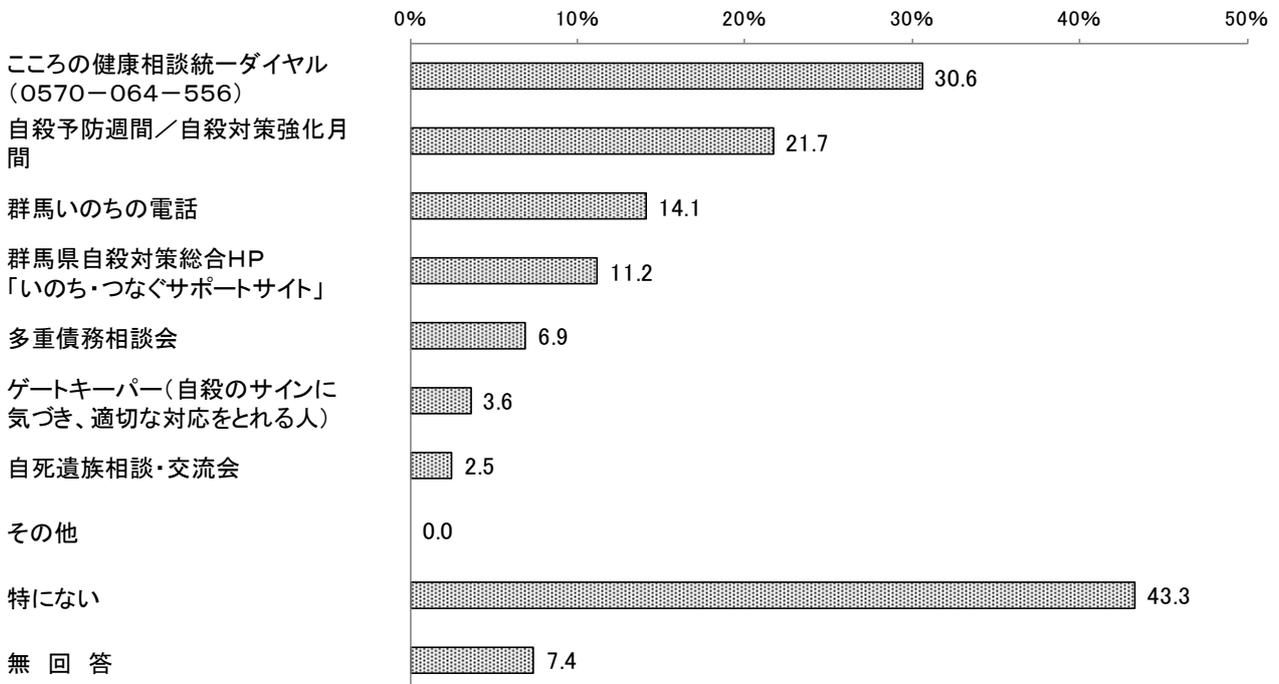
事業・取組	施策の内容	担当課等
<b>(1) 地域ネットワークによる支援</b>		
「手をつなぐ親の会」の活動支援	登録介護人などを使い、日中の時間帯における一時的に預かる場の提供又は宿泊施設の提供を行っている事業所への負担金の援助を行う。	住民福祉課
住民とつくる協働のまち事業	住民と行政との間で、課題や問題意識、目的を共有し、それぞれの役割を担いながらパートナーシップをとり、対等な立場で町づくりに関する事業を提案、実行、推進を図る。	総務課
健康づくり推進協議会の開催	保健事業と健康づくり施策(こころの健康づくりを含む)を審議し、健康推進のための協議会を開催する。	健康子ども課
<b>(2) 広域ネットワークの強化</b>		
館林保健福祉事務所・管内市町・消防・救急医療・警察との連携	館林保健福祉事務所・管内市町・消防・救急医療・警察との連携を図る。	住民福祉課
地域自立支援協議会の開催	医療・保健・福祉・教育及び就労等に関する機関とのネットワーク構築を図る。	住民福祉課
<b>(3) 地域での取組体制の確立</b>		
自殺対策計画の策定・推進	千代田町自殺対策計画を策定し、推進する。	住民福祉課
総合計画に関する事務	長期的なまちづくりの方向性を示すとともに、総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想である総合計画に関する事務を行う。	総務課

## 地域の声・気づき

### 国・県・町のいのちを支える取り組みや自殺対策の認知状況(アンケート調査より)

問20 いのちを支える取り組みや自殺対策の認知 [%・複数回答]

N = 448



役場の保健・福祉・教育や関係する所管課、県や地域住民、企業など多くの協力と連携があって初めて機能すると思う。

自殺に至る要因は様々で、一人ひとり苦しむ中でなんらかのサインを出している。地域でキャッチしていきながらネットワークを使って情報共有していくことが大事だ。

町は圏域・県の関係機関と連携して取り組んでいくことが大事だ。

みんなの声



# 第5章 重点施策・指標

平成28年4月の自殺対策基本法の改正により、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現が最重要の課題と示され、自殺総合対策大綱に当面の目標として、自殺死亡率を先進諸国の現在の水準まで減少させることが掲げられました。

これらのことを踏まえ、本計画では、全体目標として自殺者数及び自殺死亡率の減少を掲げます。ただし、千代田町の自殺者数及び自殺死亡率は数値変動が大きいことなどから、数値目標だけにとらわれることなく各施策が確実に実施されることを重視していきます。

また、基本施策のうち、自殺対策の課題から重点的に取り組む施策を整理し、重点施策として積極的に推進するほか、重点施策に盛り込んだ各施策については、できる限り数値目標（活動・成果指標）を掲げて取り組んでいきます。

## 重点施策1 住民への普及啓発

### 【主な事業・取組】

- 自殺予防週間と自殺対策強化月間での啓発実施
- 自殺や心身の健康に関する正しい知識の普及啓発
- 自殺やうつ病等の精神疾患に関する知識の普及啓発

### 重点施策の内容・指標

#### ■自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及啓発

自殺や自殺関連事象（疾病や経済問題、人間関係、いじめ等リスクを高める要因）等に関する正しい知識の普及やゲートキーパーの役割について関心を高めることができるよう、普及・啓発の場・機会を拡充します。

	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度	平成 34 (2022) 年度	平成 35 (2023) 年度
自殺予防に関する啓発	準備・試行 → 実施 → 拡充 →				

#### ■自殺対策等の理解促進、町職員の研修受講率の向上

ゲートキーパー養成講座の受講者にアンケートを実施し、「自殺対策、自殺や自殺関連事象（疾病や経済問題、人間関係、いじめ等リスクを高める要因）等の理解が深まった」と回答した人の割合が50%以上になることを目標とします。

## 重点施策2 地域での気づきをつなげる人財育成

### 【主な事業・取組】

民生委員・児童委員などの関係団体や町職員等でのゲートキーパーの養成促進  
ゲートキーパー養成講座の開催  
ボランティアの育成と活動支援

### 重点施策の内容・指標

#### ■ゲートキーパーの養成

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人財を養成するため、ゲートキーパー養成講座の開催を計画的に推進します。民生委員・児童委員などの関係団体、町職員や教職員等から受講を促進するなど、計画的に開催します。

そして、ゲートキーパー養成講座の内容充実、ゲートキーパーへの情報提供や活動支援などにより、人財のレベルアップが図れるような環境の整備に努めます。

	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度	平成 34 (2022) 年度	平成 35 (2023) 年度
ゲートキーパーの養成・講座の 開催	準備・試行	実施	拡充		

#### ■ゲートキーパー養成講座受講者数の増加

地域での気づき、自殺対策の担い手となるゲートキーパーを養成するため、ゲートキーパー養成講座を開催します。養成講座について周知を図るとともに、計画的に受講を広く促進し、受講者数の増加を目指します。毎年度1団体以上の受講を目標に、平成32(2020)年度から4年間で40人以上を養成します。

また、町職員のゲートキーパー養成講座の受講率50%以上を目指します。

#### ■ゲートキーパーの理解度の向上

ゲートキーパー養成講座の参加者にアンケートを行い、「ゲートキーパーの役割に関する理解が深まった」と回答した人の割合を平成31(2019)年度初年度の数値から毎年度上昇させ、平成35(2023)年度に参加者の80%以上を目指します。

## 重点施策3 児童生徒のSOSの出し方教育の推進

### 【主な事業・取組】

児童生徒の自殺対策に資する教育(SOSの出し方に関する教育)の推進

### 重点施策の内容・指標

#### ■児童生徒のSOSの出し方に関する教育の推進

社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスの対処方法を身に付けるための教育(SOSの出し方に関する教育)を町内のすべての小中学校での実施を目指します。

	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度	平成 34 (2022) 年度	平成 35 (2023) 年度
町内小中学校での SOS の出し方に関する教育		準備・試行	実施		

#### ■児童生徒のSOSの出し方に関する教育の実施

SOSの出し方に関する教育を、町内のすべての小中学校において、年1回以上実施することを目指します。

#### ■児童生徒の心のケアシステムと教育相談機能の充実

スクールカウンセラーの配置及び適応指導教室指導員の配置を行い、児童生徒及び保護者の相談に対応するとともに、各学校での教育相談機能の充実を図ります。

#### ■児童生徒の居場所づくりの推進

地域で過ごせる子どもの居場所づくりや体験活動の場を確保し、多くの子どもの参加を促進します。

## 重点施策4 ハイリスク者に対する支援

### 【主な事業・取組】

管内精神科医療機関及び管内保健福祉事務所等との連携による相談事業の実施  
庁内相談窓口の充実・相談場所の周知

### 重点施策の内容・指標

#### ■管内精神科医療機関等との連携による相談事業の実施

管内の精神科医療機関等と連携し、こころの健康に関する相談機会を確保し、支援が必要な人の利用を促進します。

	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度	平成 34 (2022) 年度	平成 35 (2023) 年度
町での相談と管内保健福祉事務所での相談	実施 				

#### ■管内保健福祉事務所との連携による相談事業の実施

管内保健福祉事務所と連携し、精神保健に関する相談機会を拡充します。

#### ■庁内相談窓口の充実・相談場所の周知

庁内等で実施する各種相談事業のいずれの場においても、各種相談事業が把握できるような周知及び体制づくりに取り組みます。

#### ■相談窓口情報の広報と認知度の向上

こころの悩みや病気にかかる相談窓口情報について周知を図り、相談先を知っている人の割合を高めます。

#### ■うつ病や閉じこもりの予防対策の推進

健診や高齢者の介護予防教室等で、うつ病やこころの状態を把握するスクリーニングの実施を検討します。また、うつ病や閉じこもり等について必要な情報や相談先について周知を図ります。早期発見・治療につながるよう、適切な情報提供、必要に応じた支援を行います。

#### ■高齢者のこころの健康づくりの推進

高齢者の居場所づくりや健康づくりを推進するとともに、様々な悩みを抱えた高齢者の話し相手になる傾聴ボランティア事業の推進などにより、支援が必要な高齢者への声かけ、見守り活動を推進します。

## 重点施策5 関係機関等との連携・ネットワークの強化

### 【主な事業・取組】

関係機関等とのネットワークの構築・連携強化

### 重点施策の内容・指標

#### ■関係機関等とのネットワークの構築・連携強化

行政、関係機関、民間団体等で構成された自殺対策に係る情報交換等をするための組織として、ネットワーク推進協議会での連携・調整を図ります。

	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度	平成 34 (2022) 年度	平成 35 (2023) 年度
関係機関等とのネットワークの構築・連携強化	実施 				

#### ■関連機関等とのネットワーク推進協議会の開催

行政、関係機関、民間団体等で構成された、自殺対策に係る情報交換等をするための組織を新たに構築し、平成31年度(2019年度)から平成35年度(2023年度)までに各年度1回以上、会議を開催します。

## 全体目標

国の自殺対策大綱では、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して対処していくことが重要な課題であるとされ、最終的に目指すべきは、そうした社会の実現であります。当面の目標としては、先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、平成38(2026)年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させることとされています。千代田町の近年の状況(平成24~29年の平均)は、自殺者数が年平均2人で、自殺死亡率(人口10万人対)は平均17.1であり、自殺死亡率を現状の30%減少となる13.0以下に目標を設定することが求められます。このため、全体目標として、平成31年度(2019年度)から35年度(2023年度)までの平均値として、自殺死亡者数年1人、自殺死亡率を12未満と設定しました。

	目標数値
自殺による死亡者の減少(年間平均2人)	1人
自殺死亡率(人口10万人対)の低減(平均17.1)	12未満

# 第6章 資料

## 1 策定体制

### 千代田町のち支える自殺対策推進委員会設置要綱

平成30年6月14日

告示第135号

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき、生きるための包括的な支援を推進することにより、自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、千代田町のち支える自殺対策推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 自殺対策の推進に係る計画の策定及び進捗管理に関すること。
- (2) 自殺対策に関する諸施策の調整及び推進に関すること。
- (3) 自殺対策に関する情報の収集及び連絡に関すること。
- (4) 自殺対策に関する関係行政機関及び関係団体との連携の強化に関すること。
- (5) その他自殺対策の総合的な推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は副町長をもって充て、副委員長は教育長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる課局長をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会を開くことができない。
- 3 委員は、委員長の許可を受け、委員以外の者を代理出席させることができる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求め、説明又

は意見を求めることができる。

5 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(ワーキングチーム)

第6条 所掌事務の専門的な検討及び調査を行わせるため、委員会にワーキングチーム（以下「チーム」という。）を置く。

2 チームにおける長は、住民福祉課長をもって充てる。

3 チームは、別表に掲げる課局長が指名する職員をもって充てる。

4 チームにおける長は、チームを総理し、代表する。

5 チームにおける長は、必要に応じてチームを招集し、これを主宰する。

6 チームは、検討及び調査の進捗状況を委員長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 委員会及びチームの庶務は、住民福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・総務課長</li><li>・財務課長</li><li>・住民福祉課長</li><li>・健康子ども課長</li><li>・環境下水道課長</li><li>・経済課長（農業委員会事務局長）</li><li>・都市整備課長</li><li>・会計管理者（会計課長）</li><li>・議会事務局長</li><li>・教育委員会事務局長</li></ul> |
|--|

## 千代田町いのち支える自殺対策ネットワーク推進協議会設置要綱

平成30年10月1日

告示第168号

### (設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき、各種団体と連携し、生きるための包括的な支援を推進することにより、自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、千代田町いのち支える自殺対策ネットワーク推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 自殺対策のための連携強化及び情報交換に関すること。
- (2) 自殺対策の推進に関すること。
- (3) その他必要と認められる事項に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長及び副会長は、互選とする。
- 3 委員は、別表に掲げる機関の代表者又はその機関から推薦された者をもって充てる。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長の職務)

第5条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第7条 協議会の庶務は、住民福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

番号	構成機関区分	構成機関
1	福祉関係団体を有する者	社会福祉協議会
2		民生委員児童委員協議会
3	教育関係を代表する者	社会教育委員会
4		千代田中学校長
5		東小学校長
6		西小学校長
7	保健・医療関係を代表する者	館林市邑楽郡医師会
8		館林邑楽薬剤師会
9	学識経験を有する者	母子保健推進協議会
10		老人クラブ連絡協議会
11		人権擁護委員
12		行政相談委員
13	企業関係団体を代表する者	千代田町商工会
14	関係行政機関を代表する者	館林保健福祉事務所
15		大泉警察署
16		千代田消防署
17		住民福祉課長
18		健康子ども課長
19		教育委員会事務局長

## 2 策定経過

年 月 日	内 容
平成 30 年 6 月 15 日	第 1 回いのち支える自殺対策推進委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺の現状、計画策定の趣旨、位置づけについて</li> <li>・計画策定にあたっての当面の方針について</li> </ul> ○町民アンケート調査 ○町内関連部署担当者への自殺対策関連事業の洗い出しシート作成のお願い並びにヒアリング調査
平成 30 年 6 月下旬～7 月	関係各課関連施策・事業の棚卸しによる把握
平成 30 年 7 月上旬	アンケート調査（小・中学生調査）実施
平成 30 年 7 月 13 日～31 日	アンケート調査（住民調査）実施
平成 30 年 10 月 5・9 日	関係各課ヒアリング
平成 30 年 11 月 2 日	第 1 回いのち支える自殺対策ネットワーク推進協議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・千代田町自殺対策計画の経過報告について</li> <li>・今年度実施したアンケート調査の概要について</li> <li>・意見交換</li> </ul>
平成 30 年 12 月 25 日	第 2 回いのち支える自殺対策推進委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画策定にあたってのこれまでの経過について</li> </ul> ○町民アンケート調査 ○町内関連部署担当者への自殺対策関連事業の洗い出しシート作成並びにヒアリング調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の全体案について</li> </ul>
平成 31 年 1 月 31 日	第 2 回いのち支える自殺対策ネットワーク推進協議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・千代田町自殺対策計画（全体案）について</li> <li>・意見交換</li> </ul>
平成 31 年 2 月 5 日～3 月 4 日	パブリックコメントの実施
平成 31 年 3 月 1 日	第 3 回いのち支える自殺対策推進委員会
平成 31 年 3 月 5 日	町長へ答申

---

---

千代田町自殺対策計画

発行：千代田町

〒370-0598 群馬県邑楽郡千代田町大字赤岩 1895-1

TEL 0276-86-2111（代表）

<http://www.town.chiyoda.gunma.jp/>

---

---